

令和5年

# 文教委員会会議録

とき 令和5年11月27日

品川区議会

令和5年 品川区議会文教委員会

日 時 令和5年11月27日(月) 午前10時00分～午後3時34分  
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 つる 伸一郎 君 副委員長 吉田 ゆみこ 君  
委員 高橋 伸明 君 委員 せお 麻里 君  
委員 ゆきた 政春 君 委員 安藤 たい作 君  
委員 高橋 しんじ 君 委員 石田 しんご 君

出席説明員 伊崎 教 育 長 米田 教 育 次 長  
宮尾 庶 務 課 長 森 学 校 施 設 担 当 課 長  
柏木 学 務 課 長 中 谷 指 導 課 長  
丸谷教育総合支援センター長 唐澤特別支援教育担当課長  
吉田品川図書館長 柏原子ども未来部長  
藤村子ども育成課長 染谷子ども家庭支援センター長  
長谷川児童相談所開設準備課長 飛田子育て応援課長  
立木 保 育 課 長 今井保育教育運営担当課長  
石井 保 育 支 援 課 長

○午前10時00分開会

**○つる委員長**

ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項、所管事務調査およびその他を予定しております。

なお、議案審査のため、学校施設担当課長、学務課長は総務委員会に、保育支援課長は厚生委員会にそれぞれ冒頭から出席しております。

また、審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて進めてまいります。

本日は、特に項目が多い委員会となっておりますので、常日頃を増して効率的な簡潔な質疑、実りある質疑をぜひお願いしたいと思いますので、委員会運営にぜひご協力を、あえて冒頭強くお願い申し上げます。

---

**1 議案審査**

(1) 第80号議案 品川区児童相談所設置条例

**○つる委員長**

それでは、予定表1の議案審査を行います。

初めに、(1)第80号議案、品川区児童相談所設置条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○長谷川児童相談所開設準備課長**

それでは、私から、第80号議案、品川区児童相談所設置条例についてご説明申し上げます。

項番1、制定理由でございます。児童福祉法第12条第1項および第59条の4第1項の規定に基づきまして、児童相談所を設置するための条例を制定するものでございます。

項番2、条例の内容でございます。名称、位置および所管区域を定めてございます。名称は品川区児童相談所、位置は東京都品川区北品川三丁目10番9号、所管区域は品川区の区域でございます。

項番3、施行期日は、児童相談所が開設する令和6年10月1日でございます。

最後に項番4としまして、今後の予定、スケジュールを記載させていただいております。表中にありますとおり、閣議決定は年明けの1月から2月頃を見込んでおりましたが、過日、こども家庭庁から3月になる旨、報告を受けてございます。

本件の説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○つる委員長**

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

**○安藤委員**

2点伺いますけれども、まず、資料の下の表で、令和6年度が一番右下、条例(案)上程というのがありますけれども、これは来年6月、どんな内容の条例になるのかという確認が1つと、もう1つは、現在、建物は完成してしまっていて、その中で、今年4月から準備業務を職員の方も入って行っていると思うのですけれども、その中で見えてきた現在の課題等というものについて伺いたいのですが、ハード、ソフト面、それぞれ何かあれば、伺いたいと思います。

**○長谷川児童相談所開設準備課長**

2点ご質問いただきました。まず、1点目の、設置市事務移管に伴う条例提案の中身でございます。今、所管部署と協議をしておりますけれども、おおよそ13本程度予定をしております。内訳としましては、例えば、児童福祉審議会条例ですとか、あとは、児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例、あるいは、認定こども園の認定の要件に関する条例等、設置市事務移管に伴う条例制定でございます。

2点目の、現在のハード、ソフト面の課題といったところでございますけれども、先日の委員会でもご報告させていただきましたが、ソフト面で申し上げますと、人材を各児童相談所に派遣しまして、それぞれ育成を図っているところでございますが、それぞれ自治体ごとのやり方が異なる中で、品川区として児童相談所を運営していくための統一のルールをつくるところで、一部苦慮しているところもございます。品川区の地域特性や、これまで培ってきた経験を最大限発揮できるよう、日々、協議をしているといったところでございます。

ハード面に関しましては、まだお客さんを迎えてといったところはやってございませんので、明確な課題というのは、現状は見てはいないところではありますけれども、今後、開設するに当たりまして、隣には公園ですとか、あるいは学校ですとか、そういったところがありますので、地域の皆様に不信感を持たれないよう、また、協力していただけるよう、積極的にPRを図っていきたいと考えています。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○高橋（し）委員

この設置条例に関しては異論ないところなのですが、関連して、条例上は品川区児童相談所という名前だと思うのですが、江戸川区なんかだと、はあとポート、荒川区は、子ども家庭総合センターのように、副題というか、親しみやすいというか、そういう名前をつけているのですけれども、この条例とは関係ないというか、あれなのですけれども、そういうことについては検討されているのでしょうか。

#### ○長谷川児童相談所開設準備課長

愛称に関するお問合せでございます。区として今後検討すべき事項であるとは認識してございますが、しかしながら、現時点においては、制定するといったところで考えているわけではございません。児童相談所という名称が、区民からすると少しハードルが高いというか、電話がかかってきたときに、児相からかかってきてしまったという、その声は聞いてはおりますが、区に児童相談所が移管することで、そういった面をできるだけポジティブに発信していきたいと考えておりまして、我々今、関係機関や地域に出向いてご説明をしている中においては、児童相談所といった名称を逆に売り出していく必要があるとも考えております。

最終的には、区として考えを検討すべき事項ではありますけれども、児童相談所という名称を最大限押していく必要はあるかと考えています。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○せお委員

賛成です。

**○ゆきた委員**

児童福祉法の理念にのっとり、子どもの保障・理念を法の上でも明確にしていくことは重要なことだと思われまますので、賛成です。

**○吉田副委員長**

賛成いたします。

**○安藤委員**

賛成です。

設置条例ということで、子供の森公園内の設置なのですけれども、これについては、子育て世代の利用者等から見直しを求める意見も上がった経緯も過去にはありまして、設置場所や決定の経過とか、住民の説明と進め方の在り方などについては課題があったと認識はしているのですけれども、虐待防止を含めた、きめの細かで切れ目のない子育て支援を実現する上で、基礎自治体での児童相談所の設置は大変重要だと考えております。全ての子どもたちの幸せを願って、賛成したいと思います。

**○高橋（し）委員**

結論を出すで、賛成です。

先ほど質問したのですけれども、児童相談所は虐待の仕事だけではなくて、ほかにももちろんいっぱいいろいろなことをしているわけで、今、課長がおっしゃったように、児童相談所をPRしていくのだという方向性は大変すばらしいことだと思うのですけれども、それに加えて、もう一步進んで、ほかの区のような形で、愛称というか、通称ということ、皆さんがハードルが低くなるようなことを考えていただければと思います。それは要望です。

**○石田（し）委員**

賛成です。

**○つる委員長**

それでは、これより第80号議案、品川区児童相談所設置条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○つる委員長**

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

---

(2) 第81号議案 品川区立保育所条例の一部を改正する条例

**○つる委員長**

次に、(2)第81号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○今井保育教育運営担当課長**

それでは、私から、第81号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。委員会資料をご覧ください。

1、改正理由です。区立保育所の移転・開設期間満了により、所在地の変更等を行うものでございます。

2、改正内容です。(1)一本橋保育園については、改築工事の終了後、仮施設からの移転により所在地

を、下の図および新旧対照表に記載のとおり、品川区豊町三丁目5番31号から品川区大井二丁目25番1号へ変更するものでございます。施行期日は、令和6年4月1日でございます。

(2)ほうさん保育園については、開設期間満了に伴う閉園のため、条例別表から削除するものです。施行期日は、令和6年4月1日でございます。

3、新旧対照表については、別紙のとおりでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

一本橋保育園のほうですが、こちら、民営化の対象だと思うのですが、民営化の時期はいつになりますでしょうか。改築してから民営化という流れなのかというのを確認させてください。

それと、暫定保育園のほうさん保育園のほうですけれども、こちらは1歳児園ということでよろしかったのでしょうかということと、あと、今年4月の荏原地域、6月の委員会で報告がありましたけれども、保育提供区域でいうところの荏原というところが、不承諾数が63で、1歳児で半分の31を占めているということで、この地域での待機児対策というのは十分ですという考えなのでしょうか。伺いたいと思います。

#### ○今井保育教育運営担当課長

3点ご質問いただきました。まず、1点目でございます。一本橋保育園の民営化のタイミングということでございますけれども、令和6年4月、来年度当初からの民営化を予定してございまして、改築工事実施後、移転をした後に民営化するというスケジュールで現在進めているところでございます。

2点目でございます。ほうさん保育園についてでございますけれども、まず、荏原地域の需要の部分でございますが、こちらについては、現在の地域ニーズ等も勘案しながら、今後、期間限定保育園として運営していくかどうかというのを検討いたしまして、またさらにこの荏原四中の跡地については、来年度から本格活用に向けた検討が進められていくということで、今回、閉園という形で判断をさせていただいたものでございます。

すみません。お答えが前後してしまいましたけれども、ほうさん保育園については、期間限定園ということで、今現在は5歳児のみの受入れを行っているところでございます。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○せお委員

賛成します。

#### ○ゆきた委員

期間限定の暫定施設として広報周知されていた内容ですので、賛成です。

ただ、解体期間として、来年の4月から6月に予定されていると思われませんが、こちらの解体工事の地域住民への配慮と周知を改めて徹底していただきたいと思います。こちらは要望です。

○吉田副委員長

賛成いたします。

○安藤委員

反対なのですが、というのは、一本橋保育園のほう、施設の老朽化による改修、建て替えというのは必要なことなのですが、今回の改築というのは、ほかの民営化の園もそういう態度を示させていただいたのですが、区立保育園の民営化と。保育の公的責任を後退させる民営化を押し進めるためのものだと。改築して、施設を新しくして、民間委託を進めると。将来は、これは区も説明していきたくのですが、民設民営、完全に民間に渡すという流れの中での改築でありますので、認められないということで、反対です。

○高橋（し）委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第81号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○つる委員長

賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

---

(4) 第84号議案 品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

○つる委員長

次に、(4)第84号議案、品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、第84号議案、品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。資料をご覧ください。

まず、項番1、経緯についてでございます。教育委員会の附属機関である品川区いじめ対策委員会では、いじめの重大事態発生時に、教育委員会からの諮問に応じ、重大事態に係る事実関係についての調査審議を行い、教育委員会に報告を行いますが、令和5年度より、学校からの重大事態に関する報告が増加傾向であり、現行の体制では十分な調査審議の実施が困難となっております。そこで、重大事態発生時の事実関係等に関する調査審議に係る体制を拡充するため、条例の改正を行うものであります。

項番2、改正の内容です。まず、第14条2項中に、品川区いじめ対策委員会の審議事項を加えました。また、同条中に、臨時委員の委嘱および解嘱に関する規定を加えました。

項番3の施行期日については、公布の日から施行いたします。

具体的な改定の内容につきましては、新旧対照表にてご確認いただければと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

## ○安藤委員

特に直接、条例には定めはないのですけれども、臨時委員にはどのような方を据えることを想定していらっしゃるのか伺いたいのが1つと、あと、これも条例に入れるのかどうかというのはあるのですが、やはり被害者とか家族にとっては、どんなことがあったのかというのは、すごく知る権利というのは尊重すべきだと思うのですけれども、その上で調査を行う対策委員会の存在というのは非常に大切だと思うのです。

そういう中で、被害者とか家族から、対策委員とか臨時委員への推薦とか、そういう提案、個別の名前ではなくても、例えば、こういう方を入れてほしいとか、こういうジャンルの人を入れてほしいとか、そういう提案とか希望とかがあれば、何か選定に当たって考慮に入れていただきたいと思うのですけれども、そういうのはどのようにお考えでしょうか。伺いたいと思います。

## ○丸谷教育総合支援センター長

まず、臨時委員の職種と申しますか、そういったものについては、正規の委員と同様に、学識経験者、また、法律、福祉、心理の専門家、場合によっては医療の専門家ということで想定をしているものでございます。

また、被害者、被害者のご家族のご推薦というようなことですが、いじめの事案に応じて、こちらの教育委員会のほうで、このケースであれば法律がよいだろう、場合によっては、このケースについては心理を厚く持たせたほうがよいだろうということで、こちらのほうでもある程度、事案に応じた委員の選定というのをやってまいりますので、特段、ご家族の推薦、提案というのは考えてはいないところですが、その辺りは重大事態と認定する段階で丁寧に進めてまいりたいと考えております。

## ○安藤委員

そうですね。被害者とか家族の知る権利というのはすごく重要視していただきたい、尊重していただきたいと、要望させていただきます。

それと、ごめんなさい、正規の対策委員の職種についてお話がありましたけれども、これは規則とかにしっかり具体的に入っているものなものでしたか。そこだけ最後、勉強不足ですみません。確認させてください。

## ○丸谷教育総合支援センター長

条例の中ではなくて、規則のほうで規定をしてございます。

## ○つる委員長

ほかにございますか。

## ○吉田副委員長

1点だけ伺いたいのですけれども、「次に掲げる事項について調査審議し」となっております。その調査の権限の中に、例えば、当事者からの聞き取りとか、そういうものは含まれるのか、その点について伺いたいと思います。

## ○丸谷教育総合支援センター長

調査の中には、場合によっては、被害に遭われた児童・生徒、保護者については必ず聞き取るようにということでこれまでも調査を進めてきておりますので、今後も丁寧に進めてまいりたいと考えており



ます。

#### ○吉田副委員長

保護者のご意見というのもとても大切だと思いますけれども、できましたら当事者、それもやはり両方の立場の意見とか、事実関係とかを聞き取るようなところも含めていただきたいと思います。

ついては、その子どもたちの声を引き出すことが、そういうある程度の子どもたちの意見を公平な立場で聞き取るような、それなりにそれまでのお勉強とかをされているような方をぜひ選んでいただきたいと思います。これについて何か既にお考えのことがあったら、ご見解を伺いたいと思います。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

実際に当事者、被害に遭われたお子さん、加害となったお子さんの聞き取りということは非常に調査の中核となってくるものですから、大切なものだという認識はございます。

その点については、学校のほうで丁寧に進めている経緯もございますので、対策委員会のほうで、必要となれば、改めて聞き取りを行うということは想定してございます。

そういったところで、心理の専門家や福祉の専門家、子どもに丁寧に対応できる委員というのを選定、進めていきたいと考えております。

#### ○吉田副委員長

ありがとうございます。ぜひそのように進めていただきたいと思います。

それで、私たちもずっと子どもたちへのアドボケイトをするようにということを主張してまいりましたけれども、よくよくいろいろ勉強してみると、アドボケイトそのものが結構難しいと。子どもたちの意見とか発言を誘導するようなことがあってはならないし、本当に公正な立場で、いじめをしてしまった側、いじめられたとと思っている側の意見を丁寧に聴取できるような方をぜひ選定していただきたいと思います。これは要望で終わります。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○高橋（し）委員

第14条2項に(2)が加わったということですよ。20条に規定するという。これ、20条には、教育委員会は、対策委員会に当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行わせると書いてあるのに、ということは、対策委員会は調査するのですよね。書いてあるのに、またここに、逆に、順番で言うと、14条が先だからあれですけども、何でそこに書いたのかというところ、当然してきたわけなのですけども、その点を、法律の立てつけが不勉強で分からないのですけれども、そのことをお尋ねします。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

確かにこれまでも20条にそのことは記載があったところなのですけれども、今回改めて14条に役割として2点しっかりと明記することで、対策委員会の役割を明確にしたということでございます。

#### ○高橋（し）委員

承知しました。役割をはっきりさせたということで、万が一、いじめの行為が起きたときには、しっかりと対策委員会で調査することを宣言したというか、決意を新たにしたというか、そういう認識でよろしいですか。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

今のことと加えまして、今回、臨時委員を置くということで規定を定めるものでございまして、その

意味については、重大事態が起こった際に臨時委員を置くことができるということで、次のほうにつながるような記載が必要ということもございましたので、この重大事態のことも併せてそこに明記をしたということでございます。

#### ○つる委員長

ほかにごございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○せお委員

賛成です。

#### ○ゆきた委員

先日、文教委員会で視察した寝屋川市や他自治体でも、いじめ対策委員会の条例や規則で臨時委員を設置できるようにしている自治体も多いので、現実に対応だと思われまますので、公明党としては賛成です。

#### ○吉田副委員長

賛成いたします。

#### ○安藤委員

賛成ですけれども、残念ながら、いじめ重大事態が新たに4件あるという現状で、必要な改正だと思います。

要望なのですけれども、今後は、子どもたちが楽しく安心して学びに向かえる学校づくり、あと、いじめに走る必要がない学校づくりなどの予防対策、また、小さいいじめの芽や子どもたち同士のトラブル等が発生しても、子どもたち同士で話し合っって自治的に解決できるような、子どもが主体の学校づくりというのをぜひ望みたいと思います。賛成いたします。

#### ○高橋（し）委員

賛成します。

#### ○石田（し）委員

賛成です。

#### ○つる委員長

それでは、これより第84号議案、品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

---

(5) 第86号議案 指定管理者の指定について

#### ○つる委員長

次に、(5)第86号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

## ○立木保育課長

私からは、第86号議案、指定管理者の指定について、ご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

まず、1番の管理を行わせる施設でございますが、品川区立ぶりすくーる西五反田でございます。

2つ目の指定管理者候補者でございますけれども、こちらのほうは、社会福祉法人福栄会となります。続きまして、3番目の指定管理期間でございますけれども、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

4番、指定管理者候補者の選定についてでございますけれども、こちらは、令和5年8月21日の文教委員会でご報告をさせていただきましたとおり、施設の設置目的や事業内容などに特別な理由がある場合は、公募によらず特定の事業者を選定することができるものとする、品川区指定管理者制度の活用に係る基本方針の規定に基づきまして、公募によらず、現行の指定管理者を指定管理者候補者として特定して選定を実施いたしました。

選定に当たりましては、指定管理者候補者選定予備委員会での審議を経た後、指定管理者候補者選定委員会にてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施した上で、総合的に審議し、選定いたしました。

次に、指定管理者候補者の選定までの経緯でございますけれども、別紙、品川区立就学前乳幼児教育施設（品川区立ぶりすくーる西五反田）指定管理者候補者選定結果等報告書の4ページ以降に記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、選定の理由、こちらのほうを選定結果等報告書の3ページに記載しております。こちらのほうをご覧くださいと思います。選定理由の1つ目は、前指定管理者からスムーズな移行を実現し、安定した運営状況が確認できた点でございます。2つ目は、社会福祉法人として、高齢者施設・障害者施設を多く運営していることの経験、ノウハウを、就学前乳幼児教育施設での特別に支援が必要な児童や保護者への対応に生かしている点でございます。3つ目は、区が目指しております幼保連携型認定こども園への移行につきまして、提案内容から同じ目的を持っていることが確認できまして、人員体制についても、おおむね全ての職員が保育士と幼稚園教諭の両方の資格・免許を持っている点が選定の理由でございます。

最後に、6の今後のスケジュールでございますが、本件議決後に、指定管理者に指定通知書を送付いたしまして、管理運営等に関する協議を行った上で、協定を締結する予定でございます。

私の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

## ○安藤委員

改めて今回の公募によらなかった理由というところなのですが、特別な理由というところをもう少し中身といいますか、どんな理由なのかというのを伺いたいのが1つです。

それと、資料の5ページについて伺いたいのですけれども、資料といいますか、報告書です。委員の意見のところ、NPO法人で働いていた職員の大多数がそのまま福栄会で働くことになりとあるのですけれども、3年間やったわけですが、今現在は、まだたくさんきちんと残っているのかということの確認、それが2点目です。

それと、その(3)番目の1期目の成果についてというところで、強みを活かした保育・教育理念と書

いてあるのですけれども、それはどういう理念なのでしょうかとこのを伺いたいと思います。

#### ○立木保育課長

まず、公募によらなかった理由でございますけれども、こちらは、ぷりすく一西五反田が開設当初から、NPO法人子育て品川のほうで運営を指定管理者として実施しておりました。こちらのほうがずっと長きにわたり運営をしていたわけでございますが、認定こども園化を目指すに当たりまして、NPO法人におきましては幼保連携型認定こども園の設置者となれないということがあったことから、NPO法人のほうで、それを実現するために、社会福祉法人への事業の移管を決定したという経緯がございます。

そうした中、社会福祉法人福栄会のほうにぷりすく一西五反田の運営が移ったわけでございますけれども、移った後3年間の運営実績、こちらを毎年モニタリング等をさせていただいている中で、NPO法人が培ってきたノウハウ、そちらを職員等、そのまま福栄会のほうで職員として働いてもらうことに加えて、さらに、社会福祉法人として積み上げてきたノウハウ、高齢者施設、障害者施設の運営のほうで培ってきたノウハウのほう、特に特別な支援が必要なお子様への対応、保護者への支援等、そういったところも含めまして、これまでやってきたぷりすく一西五反田というところの運営のほうにしっかりと反映させていただいているところがあるというようなところで、先ほどの公募によらずという一番大きなところは、そういった運営面におきまして、就学前の乳幼児教育施設でございますので、指定管理者が替わることによって大きく運営が変わるようなことがありますと、子どもや保護者に対してあまりがいい影響が出ないというところで、そういったところで、引き続き公募によらず、現指定管理者が引き続き指定管理を行うことがふさわしいかどうかというところを判定させていただいたということで、公募によらずに指定管理者の選定を行ったというところでございます。

それから、こちらの資料の5ページの、3年間を運営してきた中で、NPO法人で働いていた職員が残っているかという部分でございますが、こちらのほうは、もちろん多少の入替えはございますけれども、おおむねほとんどの職員が残っておりますので、引き続き運営に関わってまいっているというところでございます。

あと、先ほどの保育・教育理念のところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、もともとのNPO法人のほうが立ち上げてきたところの部分を引き継いだ上で、社会福祉法人福栄会としても、子育てに向けての理念をきちんと反映させているというところで、これは区もきちんとそこら辺はすり合わせをした上で経営をさせていただいているというところで、やはり社会福祉法人としての強みというところを活かした形の保育・教育理念、子どもにとって何が大切かというところをきちんと盛り込んでいただいているというところでございます。

#### ○安藤委員

ありがとうございます。今回の公募によらずというのは、継続するというのは私はそれでいいと思うのですけれども、改めてこの間の経過を議事録を読み直してみまして、前回の令和2年度のときは、事実上、指定管理者の交代時期だったわけですが、そのときには公募をすべきだったと思うのですが、いろいろご説明いただきましたけれども、公募しない理由にはならないのです。前の職員を引き継いでくる約束がありましたという話なのですけれども、それは別に福栄会だけに限らず、統合した事業者は、基本的には前の継続性とかを考えて、前の職員の方を雇ったりということは普通にあることなので、前回のときには公募すべきだったと私は改めて思うのですけれども、なぜ公募しなかったのかというのを改めて伺いたいというのが1つ。

それとあと、様々理由の中にもあったのですけれども、現在、認定こども園に移行しているのでしょうか。伺いたいと思います。

#### ○立木保育課長

令和2年になります。事業のほうをNPO法人から福栄会のほうに移したタイミングだったと思います。そちらのほうは、やはり指定管理期間としましては、引き続き5年間という形で、令和2年もその期間に入っていた形になります。残りの3年間を福栄会のほうに指定管理者を移したという形になったのですけれども、ここの部分は、やはり全員、NPO法人で運営に関わっていた職員がそのまま全て福栄会のほうの運営者として採用されております。

そうした中で、やはり認定こども園化を目指すというような中では、それまでやってきた部分の運営のノウハウ、こちらのほうを引き続き、指定管理期間も途中である中で、引受け法人であります福栄会のほうに移った形で、それを引き続き施設の運営に活かしてもらうというような考え方から、公募はせずに、そのまま残りの3年間を福栄会にお願いしたという形になっております。

認定こども園化につきましては、今現在は社会福祉法人化が実現いたしましたので、1つ課題としてはクリアされましたが、もう一つ、幼保連携型認定こども園に移行認可を受けるためには、今現在の施設ですと、園庭の部分が90㎡ほど不足しております。そちらの部分の課題がクリアできれば、認定こども園として認可を受けることができるようになりますので、今現在は受けていないという状況になりますが、その部分を今、区のほうで取り組んでいるところでございます。

#### ○安藤委員

現在まだ移行していないということなのですが、前回、2年前のときに、それであるならば、なぜ急いで指定管理期間中に交代する必要があるのかと思ってしまうわけです。認定こども園に移行するためにということの理由だったので、園庭の課題もあるではないですかというのは当時も分かっていたわけで、急いでやる必要はなかったのではないかと。5年目となる今回でいろいろやればよかったのではないですかと思うのですけれども、そこがますます分からなくなってしまったのですが、なぜ現在移行していないのであれば、急いで2年前に指定管理中に交代する必要があるのか、最後に伺いたいと思います。

#### ○立木保育課長

認定こども園化に向けましては、区としましては、早期に実現をしたいと考えている中で、できる部分から取組をさせていただいたというところでございます。まずは可能であった社会福祉法人化というところを先にやらせていただいたというようなところで、ちょうどNPO法人のタイミングと合ったというところがございますので、指定管理期間の途中ではございましたが、まずはそちらをやらせていただいたというところでございます。

#### ○つる委員長

ほかにもございますか。

#### ○せお委員

幾つかお伺いしたいのですが、報告書の中で、委員の意見のところ、5ページです。(2)安全確保で、事故・けがの際は保育課へも共有しているということで、これ、どういう内容をどのように共有しているのかというのを、具体的に教えていただければと思います。

あと、皆さんご存じのとおり、福栄会なので、障害児者の施設も指定管理などもあって、先ほどからご答弁のほうでも、特別な支援が必要なお子さんにも支援していて、あと、先ほど保護者へも支援があ

ることだったので、そういったところの具体的なところ、保護者へどのように支援されているのかというのが、先ほどの委員の意見の(3)のところにも、「障害児者支援施設の指定管理を受けており、その強みも生かしている印象がある」ということなので、こういったところもつながってくるのかと思っ、具体的にお聞きしたいです。

あと、すみません。もう1点だけ、細かいのですけれども、7ページの委員の意見のところの(1)で認証心理士と書いてあるのですけれども、これ、臨床心理士か公認心理師かか思っているのですが、これ、私、ごめんなさい、認証心理士というところが知らないのと、そこを確認したいのと、そこだけお願いします。

#### **○立木保育課長**

まず、事故・けがの共有内容でございますけれども、これ、ぷりすくーも区立保育園でございますので、他の区立保育園と同じように、例えば、負傷の報告であったりとか、あとは、何か重大事故があれば、それは共有していただくということになります。あとは、例えば、アレルギーで誤食があった場合ですとか、そういったような内容を区のほうにきちんと共有、報告、それから、対処の部分に関して区と一緒にやっていくという、そのような形を取らせていただいております。

あと、特別支援に関する保護者の支援等に関しましては、今お話がありましたとおり、障害児者総合支援施設のほうは福栄会がやっておりますので、そういったところへの、例えば、なかなか難しいところではあるのですけれども、保護者の方への働きかけといいますか、そういったところは長きにわたってやってきている部分もございますので、そういったところをうまくお子様や、そのご家庭に対してアドバイスをしていくというようなことは、日々の保育の中でやっていけるというような部分が評価されているというところでございます。

あとは、認証心理士になってはいますが、これは以前から臨床心理士の巡回という形でやらせていただいておりますので、多分そちらの打ち間違いになっているというようなところでございますので、申し訳ございません。これは直しておきます。

#### **○せお委員**

ありがとうございました。

先ほどの事故・けがの際のところなのですけれども、その内容をどのように、具体的に保育課で共有するのかということをもう一回教えていただきたいのと、臨床心理士は園にいらっしゃるのか、それとも、区の巡回の方だけということなのか。そこもすみません、もう一度お聞かせいただければと思います。

#### **○立木保育課長**

事故・けがの共有の部分に関しましては、重大事故に関しましては、電話等で早急に話を入ってもらう部分になっております。あとは、報告書の様式でございますので、そちらのほうに詳細、発生原因ですとか、今後の対応についてというようなところをまとめてもらって、それを区のほうに提出してもらうというような形になります。作成に当たっては、区の担当のほうとやり取りさせてもらっているというような状況でございます。

あと、臨床心理士に関しましては、これは区のほうから、巡回の一施設としてぷりすくーも入ってございますので、そういった形で、常駐ではなく巡回のほうになっておりますが、あと、福栄会のほうにも恐らく臨床心理士がいると思いますので、それは福栄会の中でもそういった形で行われているものと考えております。

## ○せお委員

ありがとうございます。事故・けがの際というところ、私も以前からいろいろ要望させていただいていますが、本当にしっかりした、報告するとか、あと、共有する仕組みができていないと、事故とかがなかなか無くなっていかないと思いますので、そういったところの仕組み、しっかり区内で共有できるような仕組みを、電話などではなく、システムとしてつくれたらというのは、以前から要望しているので、ぜひ引き続きお願いします。

あと、障害児に関しては、保護者への支援をしていただいているということで、本当にありがたいのですが、やはり園の職員の認識と保護者の認識で少し違っているところがあったり、せっかく福栄会でグループというか、児童学園とつながっている、連携できるので、何かそういったところも仕組みがあればという。スムーズに連携できるようなところはお願いしたいというところで、そこはまた要望させていただきます。ありがとうございます。

## ○つる委員長

ほかにございますか。

## ○石田（し）委員

1点だけ。7ページの認定こども園化についてで、先ほどからの話だと、この7ページでは、いわゆる人員体制は確認できたとなっていて、それはいいのですが、先ほどの話だと、課題はそこではなくて、園庭の面積が大きな課題なわけですね。

ここについては記載がないので、ここは逆に言うと、この指定管理者の問題ではなくなってくるのかどうかというのがあるのだと思うのです。その辺の確認だけさせてください。

## ○立木保育課長

認定こども園化に関しましては、人的な部分と、そちらのほうも当然職員配置の部分はあるのですが、現在、一番のネックになっておりますのが、ハードの部分の園庭の部分になってございます。これも指定管理者にどうこうできるところではなくて、区のほうがしっかりこれは対策を立てていかないといけないという部分でございますので、それを今、ぶりすく一西五反田と、あと、隣の区有地であります西五反田保育園、シルバーセンターの部分も一体的に考えていかないといけないというような点で、今、取組をさせていただいている。区のほうで責任を持ってやる部分になってございます。

## ○石田（し）委員

ありがとうございます。

そんな中で、今回、指定管理者、福栄会がやることによって、その先のいろいろな一体化も含めて、それこそ高齢者施設、シルバーセンターとかという話なので、そういうのを含めてやると、福栄会が指定管理でやられているのが非常にいいという意味合いなのですか。要は、認定こども園化するに当たって、人員配置は分かったのだけれども、敷地云々の話になったときに、そちらの課題をクリアするためには、いろいろとハードの面をやらなければいけなくて、ハードの面をやるにしても、いろいろ考えなければいけない中で、福栄会がやっているほうが、非常にスムーズに、区が今描こうとしているのがいくのかという印象があるのだけれども、言える範囲でいいのですけれども、教えてください。

## ○立木保育課長

まず、施設の整備に関しましては、当然今、隣には西五反田保育園、それからシルバーセンターの合築の建物があります。今のぶりすく一西五反田の敷地だけでは解決できない部分が課題となっておりますので、一体的に考えていかなければいけないというところではありますけれども、ただ、西五反田

地区の保育需要等も考えた中で、今後、西五反田保育園の敷地をどう使っていくのかという部分も併せて、まだ具体的な形でまとまっておりませんので、例えば、合築も当然一つの形だと思っています。そうした中でどういう形がいいのかというのは、これから区がしっかり検証、検討していかないといけないと思っていますが、今現在、例えば福栄会がやっていたらということ、それに合わせた形での改築なりということではなく、やはり施設としてどういう形が一番いいのかという形を区が決めて、結果、それが例えば、指定管理者は今後どうするかという部分に関わってくる部分だと思っていますので、特に今、福栄会がそのためにやっていたらということでは特にリンクはしていないところで。」

#### ○石田（し）委員

ありがとうございます。でも、せっかく福栄会がやるのであれば、彼らのノウハウもいっぱいあるだろうし、いろいろな知識も持っていると思うので、そこはうまく連携をしていただくのがいいのかと。そういった意味で質問を先ほど。ぜひそこはうまく連携していただければと。よろしくお願いします。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○吉田副委員長

先ほどのせお委員の質問と重なるところもあると思うのですが、5ページ目の委員の意見の安全確保への取り組みのところ。それで、事故・けがの際の保育課への共有については、私どもも確認しております。たしか事故報告一覧でまとめた中に、このぶりすくーの事故があったなど。たしか誤食ですよ。1件ありました。それで、そのこと自体をすぐけしからんとか、そういうとがめ立てをするつもりはないのですけれども、その後の共有しているというところで、この記述も止まっているのです。なので、改善策、私、事故報告一覧を見た限りでは、やはり人手が足りないのではないかと。これは保育士を責めるのはいささか酷なのではないかという印象を持ちました。

保育課への共有というところで、安全確保の取り組みができていくということになっていきますけれども、それを、では今後どうやって防ぐかというあたりの提案はどうだったのか、その辺について伺いたいと思います。

それで、それに関連しますが、提案内容の評価が、450点満点のうち382点、それから、財務状況の評価で何でこれが満点にならないのかと思ったのですけれども、その辺の減点理由が何か、お話を伺えるようでしたら、伺いたいと思います。

#### ○立木保育課長

アレルギー、誤食の部分に関しましては、これは園のほうでもしっかりと検証した上で、再発防止という形で出してもらっています。人手不足が原因かということではなく、やはり仕組みと、あとはちょっとした油断が、慣れといいますか、油断というところと、システム上、こういうやり方はどうなのだろうというところが大きい部分なのかと思っています。

例えば、誤食の事故とかがあった場合には、これをきちんと全園に対して、こういうことがあったので、改めて気をつけるようにというような、そういったことも共有するようにしているところでございます。

あと、財務状況のところでございますけれども、今、細かいところはあれなのですが、毎年決まった予算の中でやっていたらということ、なかなか苦労してやってもらっているところもありまして、そういった中で、お金をよりうまく使ってもらおうというところで、満点には今なっていないというような



ところでございまして、なかなか満点にというところは、運営上、財務的などところで言いますと、今回のところでは、運営費のほうが福栄会のほうに拠点間で区分を変えてやっていったりとかもしますので、そういったところの中で満点まではいかないというところになっております。

#### ○吉田副委員長

分かりました。安全確保の取り組みについては、本当に区立に関して言えば、すごく以前より事故情報とかの共有ができやすくなったと評価をしております。

それで、やはり文教委員会のメンバーにしてみたら、そういうことは関心が高いことだと思いますので、これ毎年、生活者ネットワークとして情報開示請求をして、事故報告をいただいております。

ですが、これ、文教委員会メンバーでは、今後の事故を委員会としても減らす方向で考えていくという意味では、資料提供がされるべきではないかと。これまでもそういう発言をしていると思うのですが、資料提供がされるべきではないかと思っております。今すぐに今までの方針をここで変えるということは難しいとは考えておりますが、ぜひ今後、いろいろな点で、事故情報の共有は文教委員会メンバーには資料として出していただきたいと思っております。

それから、財務状況については、福栄会自身はすごく全体の財務状況などはホームページ上で公開されているということも承知しておりますけれども、これ、指定管理ですので、その辺について、満点にならないというのはよく理解できないので、今後、その辺についてはぜひ満点を出していただきたいと思っております。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○高橋（し）委員

この指定管理については異論ないところでありまして、お伺いしたいのは、幼保連携型認定こども園についての移行で、ほかの委員の方からもありましたけれども、隣の保育園との関係も含めて、それをすることによって、認定こども園へ移行ということを検討しているというのは、もう一回確認ですけれども、隣の保育園と一体化するかどうかは置いておいて、それは検討の俎上に載っているというところでしょうかというのが1つ。

園庭の関係で、2クラスあったら、今のあれでは幼稚園としての、ご存じのように、学校教育法で決まっているわけですから、建て替えて園庭を増やさないと無理なのか。それとも、西五反田保育園の園庭を、例えば、名前はどのようにしても、一体化したものとしてやれば、改築しなくても可能なのかというところをお伺いしたいのですけれども。

#### ○立木保育課長

先ほどの財務のところ、福栄会本体の部分の財務評価も含めての形になりますので、そういった意味で、公認会計士の財務状況評価の部分が一番大きい部分でございまして、そこは先ほどのお話の部分で訂正させていただきます。

あと、西五反田保育園の敷地に対してどのようなアプローチをかけるかという部分に関してなのですが、当然、今現在のよりすくーる西五反田の敷地、建物だけだと、認可は取れないという形になりますので、場所を移るか、それとも、隣の区有地を使うかというところが必要になってくると。西五反田保育園のところに対してどのような使い方をするかというところを含めて、当然、検討の一つとして、隣の敷地を使うという部分に関して検討はさせてもらっているというところなんです。

あと、具体的に、例えば、90㎡の確保の仕方なのですけれども、よりすくーる西五反田そのものを

建て替える必要までは今のところないと思っております、例えば、90㎡分を隣の敷地の一部を使うような形で何かできないかというようなところも含めたり、あとは、屋上の部分が、今、緑地として使われている部分が、二方向避難が取れないという形でなっている部分があるのですけれども、そういったところを何かしらの形で使えるようであればということで、再度検討をしているような状況でございます。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございます。足りない部分について、現行の西五反田保育園の敷地の活用ということと、あとは、先ほどほかの委員が言われましたけれども、もちろん長い目で見ると、合築というか、合わせてやるかというところですが、現状早い方法としては、今お話があったような方法だと思うのです。屋上の2方向は工事とか、いろいろ大変なことになるかと思うのですけれども、区が目指していると書いてありますので、そこを目指して、今お話のあったことも含めて、ぜひ検討を早急に進めていただければと思います。

付け加えですけれども、人員体制については、このように両方の資格を持っている方が育ってきているということは大変すばらしいことだと思いますので、ただ、概ね全てというのが何人中何人というのが日本語的に私はよく分からないのですけれども、ぜひ全員がというふうに福栄会のほうに働きかけて、そろえていっていただければと思います。要望です。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○せお委員

賛成です。

#### ○ゆきた委員

理事者からご説明があったとおり、社会福祉法人の強みを活かせる点、人員体制についても確保されている内容を確認いたしましたので、賛成でございます。

#### ○吉田副委員長

先ほど質問いたしました、安全確保とか、それから全体の財務状況というのは、やはり満点というのは難しいのかもしれないのですけれども、満点を目指して、今後とも見直していただきたいという思いを込めて、賛成いたします。

#### ○安藤委員

賛成です。

令和2年度の期間途中の指定管理交代の必然性についての区の説明については、まだ納得できない点がありますが、通う子どもの保育・教育環境が大切ですので、施設の性格上、継続というのは理解できますので、賛成です。

#### ○高橋（し）委員

賛成です。

#### ○石田（し）委員

賛成です。

## ○つる委員長

それでは、これより第86号議案、指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

---

(6) 第76号議案 令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）

## ○つる委員長

次に、(6)第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

## ○宮尾庶務課長

それでは、私から、第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）をご説明申し上げます。

議案として事前に送付されております補正予算説明書、こちらの16ページ、17ページをお開きいただければと思います。こちら、表が2つございますが、下の表でございます。7款教育費、1項教育総務費、2目学務費につきましては、147万円を増額いたしまして、6億799万8,000円とするものでございます。

3目教育指導費につきましては、491万2,000円を増額し、24億2,988万1,000円とするものでございます。

右側、17ページの説明欄をご覧ください。まず、就学支援費は、国立・私立の特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者を対象といたします学校給食無償化事業経費といたしまして、147万円を増額するものでございます。

その下、マイスクール運営費は、大井第三地域センター跡に開設予定でございます（仮称）マイスクール西大井の準備経費として、491万2,000円を増額するものでございます。

以上によりまして、1項教育総務費の総額を51億1,523万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、この後、担当の課長よりご説明を申し上げます。

## ○柏木学務課長

それでは、私からは、第76号議案のうち、特別支援学校給食費補助事業の対象拡大について説明をいたします。

1、対象校拡大でございます。現在、都立特別支援学校を対象に実施しております給食費補助事業について、対象のほうに国立・私立の特別支援学校を追加し、本補助事業を実施するものであります。

2、対象者でございます。品川区民で特別支援学校、こちらは都立、国立、私立、どちらもですが、在籍する児童・生徒の保護者を対象といたします。

3、支給額および実施方法でございます。(1)支給額でございますが、表の記載のとおりですが、学校給食を実施する特別支援学校については、その特別支援学校の給食単価を算出して、支給をいたします。

(2)実施方法でございますが、申請されて認定された方には、来年の3月に、本年4月分からの給食費年額相当を支給いたします。そのほかは記載のとおりでございます。

4、補正予算額でございますが、147万円でございます。

最後に、5、スケジュールでございます。12月から本事業を周知し、来年1月から申請書の受理および審査、3月に支給を予定しております。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

私からは、適応指導教室マイスクール西大井（仮称）の開設準備につきまして、説明をいたします。

まず、項番1、経緯についてです。不登校児童・生徒数の増加が続き、適応指導教室の需要も増える見込みであるため、適応指導教室マイスクール西大井（仮称）を令和6年度に新設することとし、令和5年度に開設準備を行うものです。

令和4年度の受け入れ状況と今後の不登校者数およびマイスクールへの通室希望者数の推計は、(1)(2)に記載のとおりです。

次に、項番2、事業概要です。大井第三地域センターが、令和6年2月に移転することが決まっております。その建物をそのまま活かし、西大井地区のマイスクールとして新規開設するための準備を令和5年度中に行うものです。

西大井地区のマイスクールの概要について説明をします。1日の受け入れの定員は、30名を予定しております。これまでの3教室の実績から、60名程度の登録を見込んでおります。対象は、3年生から9年生の児童・生徒、活動は、マイスクール八潮のような集団での学習・体験を中心とした活動を予定しております。

項番3、補正予算額は491万2,000円で、施設修繕費として、面談室の間仕切りや電話工事、タブレット端末の利用を想定したWi-Fi設置工事、教具等購入費として、パーティション、教科書等、机、椅子等の購入を計画しております。

項番4、スケジュールについてです。現在予定しているスケジュールは、記載のとおりです。5月から児童・生徒を受け入れることができるように準備を進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

まず、学校給食のほうですが、義務教育の無償化に向けて、また一步前進してもらおうということで、歓迎したいのですが、特別支援学校に限らないで、区民で国立とか私立に通う児童・生徒であれば、同じような措置をしてほしいのですが、区教委としては、それぞれ何人ぐらいつつ、区民で国立とか私立に通っている児童・生徒というのを把握しているのか、伺いたいと思います。

それと、マイスクールのほうは、こちら、対象の学年を伺いたいと思います。

#### ○柏木学務課長

私からは、国立・私立に通っている方の人数ですが、小学校で約1,200名、中学校で約3,000名と把握しているところでございます。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

新しく開設するマイスクールの対象の学年でございますけれども、資料2の(2)にございますとおり、区立小・中・義務教育学校に通う3年生から9年生の児童・生徒と考えております。

#### ○安藤委員

学校給食のほうですが、区長が所信表明で、保育・給食・医療 子育て3つの無償化については、いずれも所得制限を設けることなく、全ての子育て家庭の負担を減らすべく実施してまいりますと述べていらっしゃるわけですが、本当は国がやるべきだと思いますが、このように表明をされているわけですから、全ての私立、国立、都立、分け隔てなく、学校に通う区民の児童・生徒へも、今回と同じような同様の手法で拡大すべきだと思いますけれども、お考えを伺いたいと思います。

それと、マイスクールのほうですけれども、そうですね。書いてありますね。1年生2年生からの不登校というのがかなり、今まではなかなか考えられなかったのですが、子どもに接している、子どもを支援している現場の方からも伺うし、私も実感があるのですけれども、今回、1から9年生にしてもよかったのではないかと思うのですが、受け皿というか、今までなかったわけですから、そういったことは検討しなかったのか伺いたいのと、あと、今後、多様な学びの場をつくる、環境をつくるという意味では、マイスクールもやはり必要なところですし、大事な役割も果たしているので、1、2年生の対象のマイスクールの増設というのも必要なのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○柏木学務課長

特別支援学校以外に、国立・私立学校への支援の拡大ということでございますが、こちら、教育委員会といたしましては、学校教育法のほうで、少し省略はいたしますが、学校の設置者はその学校の経費を負担するというものが定められておりますので、これが教育委員会の基本的な考え方というものでございますので、現時点で国立・私立の学校の支援拡大については検討はしてございません。

ただ、国のほう、こども家庭庁のほうからも、子ども・子育て支援の強化についてのほうでも、学校給食の無償化に向けた課題整理ですとか、あと、様々な団体、特別区も含めまして、国に給食の無償化の要望等も出ておりますので、そちらの国の動きについて注視していきたいと考えてございます。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

マイスクールの1、2年生の受入れについてですけれども、1、2年生は、体力面等の負担を考慮して、マイスクールの対象とは現時点ではしておりません。

ただ、多様な学びの場の提供ということでは非常に大切なことだと認識しておりますので、例えば、校内での別室指導を行うであるとか、自宅にいればオンラインで学習するとか、そういったような学習の場ということは、今後も提供を考えていきたいと思います。

また、マイスクールの、今回、4つ目の施設となるわけですけれども、エリア的にもまだ不十分という認識もございますので、マイスクールの場所が増えていくといった段階で、1、2年生も通える範囲になるということがあれば、受け入れということも検討できるかと考えてございます。

#### ○安藤委員

ありがとうございます。そうですね。マイスクール、八潮の場合は学校跡地なので、学校色がすごく強いのですけれども、なかなか学校の中に行くということが心理的に厳しいという子もいるのです。オンラインというと、完全に家の中にいるので、あまり体験も限られているので、こういう学校施設でない学びの環境をつくるというのは、すごく子どもにとっても大事な点だと思いますので、今回、チャンスかと思っていたのです。そういった意味で、いろいろ検討していただきたいと思います。

あと、学校給食については、基本は設置者がということですが、その基本を飛び越えて、様々、今回頑張って、無償化を区自身が受け入れているということなのです。国の動きを注視していくということですが、注視だけしていないで、当初、品川区が無償化を踏み出したときというのは、23区でもかなり少数だったのですけれども、23区全部踏み出したという感じではなかったかと思うので、やはり実

施することが周りとか国を大きく動かしていくということになりますので、ぜひ品川区から、もちろん国に実践、示していくという意味でも、注視だけではなくて、自ら国立、私立、都立の学校の児童・生徒へも拡大をぜひ検討していただければと要望させていただきます。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。マイスクール西大井のことをお尋ねします。経緯を見て、(2)番で、今後の不登校総数も伸びていくという予測があります。残念ながら、こういう結果が表れていくのだと私も理解をしております。

それで、センター長から先ほどご答弁あったように、エリアがまだ不十分というお話がありました。今回これ、4施設目で、大井のほうにできると。西大井に。あとは荏原地区ですよね。荏原地区は今後、これ、いろいろとご検討願いたいというのは、要望で終了させてもらいますけれども、2点お尋ねします。想定スケジュールで、地域説明が町会長会議であったと。既に終わっているかと思うのですが、当然これ、理解は得られると思うのですが、この町会長会議の中でどういう質問があったのか、質疑があったのかということをお尋ねしたいと思います。

それとあと、もう1点なのですが、補正予算額で①と②があって、面談室の間仕切りというのがあって、教具等購入費の中にパーテーションと書いてあるのですがけれども、これ、パーテーションは間仕切りですよね。これ、何か違いが、横文字になって、どういう仕切りになっているのかと思って、その確認です。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

まず、地域説明、町会長会議が11月10日にございまして、町会長に説明をしてまいりました。ほぼというか、子どもたちのための施設になるならということで、賛成をしていただいたという認識です。

このエリアの子たちが通える施設なのですねとか、そういったような確認事項が多くあったかと考えております。非常に温かく迎え入れていただけるといような感覚を持ちました。引き続き地域の方にも十分な説明を心がけながら、開設を進めてまいりたいと思います。

また、補正予算額のところにある面談室の間仕切りとパーテーションの違いなのですがけれども、今、地域センターの中には、2階に3つのお部屋があります。また、1階には職員が使用しているお部屋があるので、空間を分けるということで、面談室で、室という空間をつくるという意味での間仕切りということで考えておまして、パーテーションのほうは、どちらかという、教室として使う中で、集団活動をやりながらも、個別に学習をするという時間を設けたときに、1人のパーテーションで、広い教室の中にパーテーションを置いて、1人の空間をつくるというようなことでのパーテーションということで、そういった想定で、こちらのほうは教具等のほうに入っているというようなことで、部屋を区切る、面談室をつくるための間仕切りということと、個別学習のためのパーテーションというような分けで書いてございます。よろしく申し上げます。

#### ○高橋（伸）委員

どうもありがとうございます。分かりました。ありがとうございました。

これ、施設の修繕費というのは、マイスクールで、本当にこの補正額を見ても、そんな高額な、あれで収まるのかと思っています。これ、電話工事、Wi-Fi工事もあって、この金額でいこうというのも分かっているのですが、それ以上いくのかという思いもあるのだけれども、これ今度、5月から

通室受入開始ということで、たしかあそこ、道が狭いところだと思うので、通学、通室にはいろいろこれから検討、課題もあると思いますけれども、マイスクール西大井、ぜひよろしく願いいたします。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○石田（し）委員

給食費のところは、先ほどほかの委員からもありましたけれども、国を注視しても、国は全然、がっかりしたのだけれども、今年に入ってから異次元のといつて、いろいろ言ってきた割には何も出てこないのだけれども、これは先ほどほかの委員も言っていたように、区がやることによって、いろいろなところに波及して、国も動かす政策になってくるので、ここはあまり関係ないのだけれども、ぜひ区からも、国に対して、今やっている分も含めて、しっかりと予算をつくるように働きかけをしていただきたい。我々も一生懸命やりますけれども、そこは要望しておきたいと思います。

マイスクールのところなのですが、これ、受け入れ状況を見て、登録者数の約半分が定員数で、なかなか厳しいのかと思ひながら、また、今後の不登校の推移を見ると、約1割ずつぐらいつ上つていくのではないかといつた中で、今回、この30名を新たに設置していただけるのは非常にすばらしいことなのですが、まだそれでもこの見込みでいくと、なかなか厳しい状況になってしまうのかといつた中で、区としては、西大井も含めてですが、今後、この予測を基にどのようにイメージをしているのか、教えてください。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

確かにこの推移を見ますと、マイスクールだけではなかなか対応が難しいという認識ではございます。

ただ、中には学校に、例えば週1回とか2回とか、別室に通えるといつたような児童・生徒も多く含まれておりますので、学校と児童・生徒、家庭との連携の中で対応しているものと、また、今後は、例えば、校内に別室指導の支援員を、今、荏原五中で配置をしておりますけれども、こういった事業を少しずつ拡大しながら、地域で、まず、自分の学区の学校に通えるといつたようなことも丁寧に進めながら、一人一人の多様な学びに対応していきたいと考えてございます。

#### ○石田（し）委員

ありがとうございます。仮にそのようなスペース的に、いわゆる敷地といつたか、その確保が難しく、なかなか造れないのであれば、場所的な部分に関しては、私は例えば塾とかは区内にたくさんあるわけですね。その教室といつたのは、いわゆる学校の時間帯といつたのは、そんなに塾といつたのは繁盛といつたか、していないわけですね。忙しくない時間帯ではないですか。それなら、だから、私は逆にその地域にある資源を有効活用していくのかといつたのは考えていつていいのかと。それこそ各地域にいろいろ塾がいっぱいあつて、教室があつて、簡単に言えば、整備が整っているわけですね。あとは人的な部分と、塾とのやり取りで済んでしまうわけだから、新たに造るといつよりは、経費的にも非常に抑えられるのではないかと思いますので、それは学校のやっている時間帯だから、塾に来る子たちが来るときといつたのは学校は終わっているといつたことなのだから、そこを時間の使い方をうまくやれば、一つのスペースとして確保できるのではないかと思ひるので、そういったものも含めて、ぜひいろいろ学びの場の提供といつた意味では検討していただきたい。

不登校という言葉自体が、今後、変えなければいけないのかもしれないけれども、増えていくだろうし、それはただ単に学校が嫌だとか、そういうのでもない理由で、今までとは違つた理由も出てきているので、そういった意味では、そういった民間の地域資源といつたのもうまく連携できたら、また新しい面

白いこともできていくのではないかと思うので、それはその子たちにとっても一つのいいものにもなっていくのではないかと思うので、ぜひそういったものも含めて検討を今後していただければと思います。これは要望で終わります。よろしくお願いします。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○高橋（し）委員

マイスクールのほう、適応指導教室ですけれども、西大井にできるということで、大変歓迎して、不登校の対策がまた一步進むということで、すばらしいと思っています。

その中で2つあって、1つ目は、先ほども希望者との関係がありましたけれども、5年で158人の希望ですから、4年度だともう少し少ないにしても、登録者数が3分の2ぐらいというのは、希望しているけれども登録できないとか、あと、登録までいかないのかという、その辺の数字の事情をお尋ねするのが1つ。

それから、もう一つは、西大井の指導体制なのですけれども、室長は現状は八潮などだと元校長先生でしょうか。あと、副校長先生もいらっしゃるのか。ただ、その指導される方、指導員というか、実際に児童・生徒に接する方は、教員では、正規のもちろん東京都の教員ではないわけなのですけれども、どういった方が指導する体制になるのかということ、あと、何人ぐらい、30人ですから、八潮と同じぐらいなのでしょう。その点もお願いします。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

まず、マイスクールを希望しているけれども行けなかった児童・生徒ですけれども、昨年度もどうかやりくりをして、登録者数99ということで、お断りしたケースというのはなく、何とか受け入れをしています。日数の調整ですとか、そういったものを少しずつ行いながら、何とか受け入れている現状です。

また、指導体制についてですけれども、室長につきましては、元学校管理職、校長経験者を想定してございます。指導員につきましては、教員の免許を持った者ということで、例えば、八潮型で考えると、体育とか音楽とか、そういった取組をするときに体育の免許であるとか、音楽の免許であるとか、そういった教科の免許を持った方というのも募集をしていきたいと考えております。

人数の規模ですけれども、今まさにその辺りを調整しているところでございまして、八潮と同等の人数を想定して募集をかけていきたいと考えております。

#### ○高橋（し）委員

それぞれありがとうございました。

登録者数のほうですけれども、やはり通学というか、1日に行く日にちを調整したりしながら、この数字にしているということは、先ほどほかの委員からもありましたけれども、逆に言うと、毎日行きたいけれどもちょっとみたいな感じになっている部分があるので、その点からいって、西大井ができたのは一ついいのですけれども、まだまだこれは今お話あったような形でいろいろな方策を考えて、受け皿をつくっていく必要があると思いますが、その点と、それからもう一つは、室長は分かりました。実際の指導員なのですけれども、もちろんこれ、八潮とかに限らず、ほかの五反田、浜川もそうですが、一生懸命やられているのはいいのですけれども、教員免許を持っているだけというのは、それはその方も一生懸命やられていけばいいのですが、正規の先生方からすると、やはり指導の違いが出ると思っています。今の方が悪いという意味ではなく、ということを考えて、その辺、どのようなバックアップを教



育委員会のほうで指導員の方に行っているのかというのをお尋ねします。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

まず、受け皿ということでは、やはりマイスクールに通いたい子、また、学校に通える子、または、外には出られないけれども、自宅でオンラインで学習をやりたいという子、様々ございます。

今後は、例えば、マイスクールに毎日来たいけれども、日数の調整で少し減らされるとか、そういったことがあった場合に、例えば、その辺りはオンラインでつないで学習を担保するとか、そういったことで様々な対応を考えて進めていきたいと考えております。

また、指導員の質の担保ということになると思うのですが、室長が校長経験者ですので、そういった指導の在り方等は、指導員の様子を見ながら適時、指導、助言を行っているところです。

教育委員会といたしましても、今後4教室が連携を取りながら、指導の在り方、非常に児童・生徒の、メンタル面のケアも必要なお子さんもおりますので、そういったことも、通常の学校の正規の教員以外、それ以上に求められるものというのもございますので、4教室がそれぞれ連携しながら、質の向上というものも図っていききたいと考えております。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございました。最後にしますが、指導体制のほうですけれども、今、最後にお話があったように、通常の学校以上に、やはり支援が必要な、いろいろな面で指導力の必要な場だと思うのです。ですから、余計にやはり正規教員でないということは、なかなか、逆に言うと、いろいろ校長先生の指導とかがあったとしても、余計に厳しいところがあるのではないかと考えています。

そういう意味で、一つは、私、一般質問でしましたけれども、適応指導教室を導入することによって、全部は無理なので、モデル的にやることによって、そこで養護教諭やカウンセラーも入れるので、指導が充実、そして、正規教員も来ると思うのですが、その点、一般質問でお答えいただいていますけれども、改めていただければと思いますというのが1つ。

集団でやるということは本当にプラスで、移動教室にも行ったり、そういったことをやるので、体制自体はいいと思うのです。ただ、その適応指導教室のことについて、最後、お尋ねします。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

いわゆる不登校特例校のお話ということになるかと思いますが。国のほうでも設置については求めているところですので、今後、国の動き等も十分に注視しながら、また、他地区でも不登校特例校を設置している動きが徐々に見られているというところも我々認識してございますので、今後どういう形で進められるかというのは引き続き注視しながら、検討も併せてしていきたいと考えております。

今、心理職の話もいただきましたけれども、マイスクール八潮、五反田には心理職も配置しておりますので、何か子どもが心理的な相談をしたい場合の対応というのはサポートできるような体制を整えているところです。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございました。国や他区の動きを十分注視して、特例校についてはぜひ進めていっていただきたいと思います。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○せお委員

私から2点お伺いしたいのですが、給食費のほうなので、実施方法のところ、申請方法、

申請書および奨励費の結果とあるのですけれども、奨励費というのは、区や都が準備しているのは存じ上げているのですが、私立や国立というのはあるものなのか。私が無知なだけなのですけれども、奨励費の結果というところを具体的に教えていただければと思います。

あと、マイスクールのほうなのですけれども、先ほど高橋伸明委員からもありましたが、エリアのことを考えると、やはり荏原地区というのは私も、次は荏原地区に欲しいというお声もあったので考えていたので、旧荏原四中とかの一部を借りて、あそこは元学校ですしというところも思いはあったのですけれども、スピード感のところを重視していただいて西大井になったのかというのは勝手に理解しているところなのですが、そこで、八潮はすごく八潮を利用されていた方も、本当にいろいろな体験ができてよかったというお声もあったので、八潮に近づけるみたいなお話も、近づけるというか、八潮のような活動ができるようにというお話もあったので、やはりここは元学校でもないですし、先ほど体育をやるというご答弁が多分あったのですけれども、集団での学習・体験活動というところを、どのように工夫してやっていくのかというのが分からなかったもので、そこを教えてください。

#### ○柏木学務課長

私から、奨励費の件でございますが、こちら、特別支援学校への就学奨励に関する法律というのがございまして、そちらでは公立、私立、国立がこの対象になるということで定められておりますので、私立、国立も奨励費があるということになります。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

今回、西大井地区ということで、少しでも早く受け入れをできるようにということで、新規開設を決めたものでございます。引き続き荏原地区ということをご要望としていただいておりますので、検討は続けていきたいと考えています。

また、八潮型、八潮のような形で集団活動を中心に行う想定でございます。とはいえ、学校施設ではございませんので、その施設に合った形での活動ということを工夫してやっていきたいと。今後、カリキュラムの検討等を進めていく中で考えていきたいと思っております。

例えば、体育はどうするのだということですが、近隣にウェルカムセンター原がございますので、地域の方が利用されていない時間帯等があれば、こちらのマイスクールでも利用申請させていただいて利用するなど、そういったことも併せて今検討しているところでございます。

#### ○せお委員

それぞれお答えありがとうございます。マイスクールは理解いたしました。ぜひいろいろ工夫していただいて、施設、大井第三のところ、ご利用いただければと思っています。

それで、奨励費、ありがとうございます。理解いたしました。都立もそうですし、公立の特別支援学級に通っている方も、奨励費の存在を知らない方というのは結構いらっしゃるもので、申請はしているのだけれども、何も分からないで申請していて、そうなのだという方が結構いらして、なので、この申込みのときに丁寧な説明をぜひよろしく願いいたします。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○吉田副委員長

このたびのマイスクールのほうなのですけれども、この間、決算特別委員会のときに、うちの会派の議員から、1、2年生に不登校が増えているということに対しての、1、2年生を対象としたところも増やしてほしいという趣旨の質問をいたしました。

今回、それが実現するかと思ったら、なかなか体力的にと言われればそのとおりなのですが、代わりに例えば学校の中で別教室とか保健室登校とか、そういうことかと思うのですが、そういうことは、例えば別教室とかいうと、やはり全体で進めないといけないのかと思います。保健室登校とかは従来行われていますけれども、改めて別のスペースとかを用意してとなると、品川区の全体として検討を始めなければいけないと思うのですが、今、その進捗状況といいますか、こういう1、2年生の不登校が増えているという状況に対して、具体的な何か計画が進んでいることがあれば、教えてください。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

1、2年生の不登校児童への対応ということですが、マイスクールについては、現状、場所が4か所しかないということと、遠方から通う児童も出てくるということで、体力的にどうなのかというところで、今回も見送っております。

そうした中で、やはり1、2年生の発達段階も考えると、自分の所属している学校に何とか通うということが適しているかという思いもありまして、保健室登校を含めた別室登校ということのを促していきたい。そこにはHEARTSの支援等もございますので、進めていきたいと考えてございます。

どの学校にも別室を用意するとすると、区全体の取組となりますけれども、現在、そういうことが可能かどうかということも含めて、学校にはそういう空き教室があるかどうかということも聞き取りを始めています。そうしたことを踏まえて、今後の不登校対策というものを進めていきたいと考えております。

#### ○吉田副委員長

全体として教育委員会事務局としても含めて、不登校児童への対策を進めているということについては理解をいたしましたし、ぜひその方向で行っていただきたいと思っております。

ただ、空き教室となると、今、だんだん子どもが増えているという状況の中で、教室が足りないというほうの学校が増えていると聞いておりますので、やはり学校単独の対応で求めるというのは難しいかと思っております。

できたら、それぞれ地域を考えると、荏原地区へというのは、区全体として求めるべきことと思っておりますが、それと併せて、それがすぐ実現が不可能であれば、学校の中で具体的にそういうことをどう進めるかというのを学校任せにしないで、ぜひ全体として検討していただければと思っております。もし何か見解があったら、伺いたいと思っております。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

不登校児童・生徒の問題については、単独の学校の問題ではなくて、区全体、もっと言えば、国全体の課題だと考えておりますので、国や都の動きも注視しつつ、品川区としてできることを引き続き検討して進めてまいりたいと考えております。

#### ○つる委員長

ほかにごございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○せお委員

賛成です。

#### ○ゆきた委員

特別支援学校給食費事業について、公明党として大変歓迎したい内容だと感じていますので、賛成でございます。

ただ1点、品川区として、国立・私立の特別支援学級に入学した際の学籍までは把握していると聞いております。大多数の方が対象というわけでもないため、需給漏れは起こりにくいと思われませんが、そういったことがないように、より一層の周知の徹底を図っていただければと思います。

また、マイスクール西大井については、こちらも賛成でございます。

#### ○吉田副委員長

特別支援学校給食費については求めてきたところですので、賛成をいたします。

それから、マイスクールについては、先ほど要望もいたしました。まだ本当はもっとももっとと思うところはありますけれども、この拡大が進んだということでは、一步前進として評価をいたしますので、賛成をいたします。

#### ○安藤委員

さらなる子育て支援、あと、子どもの多様な学びの環境整備につながる予算ですので、賛成です。

#### ○高橋（し）委員

賛成します。

#### ○石田（し）委員

賛成です。

#### ○つる委員長

それでは、これより第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

---

(3) 第82号議案 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

#### ○つる委員長

次に、(3)第82号議案、品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○石井保育支援課長

私からは、第82号議案、品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず、改正理由でございます。令和5年9月15日に、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等が改正されたことに伴い、この規定を基に制定している区の基準についても同様に改正を行うものでございます。

続きまして、改正内容でございます。国が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第13次地方分権一括法を成立させました。それによっ

て、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法が改正されました。そのため、改正された認定こども園法を引用している特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、こちら、内閣府令ですけれども、が改正されました。区の条例は、この国の内閣府令の基準に従った内容を定めておりますので、併せて区の条例も同様に改正を行ったものでございます。

改正案につきましては、新旧対照表をご覧くださいただけたらと存じます。まず、新旧対照表1ページ目、第15条第2号の条文の中の認定こども園法の引用箇所を、第9項から第10項に条項番号の改正を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページの第36条の部分ですが、こちらは国の基準改正において、今回の条項番号の改正の機会に合わせた文言整理を行った部分を追加してございます。

この改正条例の施行日は、公布の日としております。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

参考までに、今回の文言整理に関わる、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、この改正の内容は何だったのか伺いたいのと、また、今回、条例改正によって、区の事業の内容に何か変化が伴ってくるものなのか、伺いたいと思います。

#### ○石井保育支援課長

まず、今回の認定こども園法の改正内容でございますが、従来、認定こども園を認定する際に、政令指定都市が都道府県に対して事前の協議をせねばならなかったところ、事前通知で済むようになったということでございます。

今回の改正は政令指定都市に係る部分でございますので、区の事業内容等に変更があるものではございません。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○せお委員

賛成です。

#### ○ゆきた委員

賛成です。

#### ○吉田副委員長

賛成いたします。

#### ○安藤委員

法改正に伴い必要となった文言整理なので、賛成です。

#### ○高橋（し）委員

賛成です。

○石田（し）委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第82号議案、品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

---

2 請願・陳情審査

(1) 令和5年請願第15号 品川区私立幼稚園保護者負担教育費の軽減に関する請願

○つる委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)令和5年請願第15号、品川区私立幼稚園保護者負担教育費の軽減に関する請願を議題に供します。

まず、本請願は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○つる委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○石井保育支援課長

私から、本請願についてご説明いたします。まず、園児保護者補助金ですが、所得とお子様の区分に応じて、施設等利用給付に上乗せして保育料の一部を補助しているものでございます。

入園料補助金は、過去数回の増額を経て、現在10万円を私立幼稚園に入園した方に補助しているところでございます。

次に、私立振興助成金について申し上げます。区では、私立幼稚園に対し、私立幼稚園振興費として、1園につき220万円の運営費補助金、在園児童数に基づき1人当たり2,000円の園児教材費補助金、1園につき20万円の教員研修研究費補助金、1学級につき1万円の衛生管理費補助金を支給しております。

そのほかにも、園児健康診断費用ですとか職員健康診断費用、職員インフルエンザ予防接種費、心身障害児教育事業費、防災安全対策費などの補助を行っております。

続きまして、私立幼稚園協会に対する助成として年間550万円の補助をしております。そこから今回請願を出された団体が実施される研修ですとか講演会において、会場費ですとか、あと、そういった講演料に充てられてございます。

さらに令和5年度は、私立幼稚園の魅力発信や幼児教育の質の向上を図るため、各園の広報啓発経費に関して約170万円を計上してございます。

こうした私立幼稚園に関する情報発信の機会を創出することは、保護者と教職員の連携および相互活

動につながるものであると考えてございます。

これまでも、適宜助成額の増額ですとか、メニューの拡充に努めてまいりましたが、今後も私立幼稚園の取り巻く状況の変化を見極めつつ、保護者負担の軽減と幼児教育の充実を図るために必要な支援を行ってまいります。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

最後のページにある、今、ご説明もあったと思うのですがけれども、保護者同士、教職員も含めて、横のつながりを持つということで、情報交換、相互活動、私どもにとりまして大変大きな意味を持っておりますと書いてありまして、本当にそうだと思っているのです。親同士というか、そういった園と利用者、子どもがつながっていくというのはすごく大事なことだと思うのですが、ご説明はちらっとあったかとは思いますが、区として、連合会の活動についてどういう認識というか、評価されているのか。実際、連合会の活動というのはどういうことが行われているのか、もう少し説明していただければと思います。

#### ○石井保育支援課長

連合会の活動なのですがけれども、私立幼稚園協会のほうから毎年補助金の実績報告等上がってございますが、その中で、活動としては、研修会ですとか講演会、あと、今後行われる幼児画展覧会ですとか、PTAの大会などがございます。

活動についての区としての受け止めなのですがけれども、やはりこういった中で、保護者ですとか教職員相互の連携を図りながら、各園で実際にやっていただいている教育活動と相まって、幼児教育の下支えとしてとても貢献していただいているという認識でございます。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和5年請願第15号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○高橋（伸）委員

本日結論を出すで、採択でお願いいたします。

理由は、今、幼稚園の経営も大変それぞれ圧迫している状況の中、いろいろご支援いただいているのは、先ほど課長からご説明があったとおりでございます。

今回は、PTAのほうからの請願なので、ぜひともよろしくお願いをしたいと、教育費の軽減に向けて、よろしくお願いをしたいと思いますので、採択でよろしくお願いをいたします。

#### ○ゆきた委員

幼児教育のさらなる充実につながることでございますので、本日結論を出すで、採択でお願いします。

#### ○吉田副委員長

本日結論を出すということで、採択を主張したいと思います。

幼児期のこういう集団の中での教育というのは、いわゆる学校に入ってから教育以前の、非認知機能を育てるという意味でも、この時期の集団教育は大変大切だと認識しております。なかなか厳しい運営だということを伺っておりますので、この請願については採択でお願いいたします。

**○安藤委員**

多くの方々の署名も寄せられておりますし、幼児教育の充実につながることでありますので、賛成です。  
本日結論出すで、採択です。

**○高橋（し）委員**

結論を出すで、採択です。

**○石田（し）委員**

結論を出すで、採択です。

**○つる委員長**

それでは、本請願については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○つる委員長**

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。  
先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については、簡易採決により採決を行います。  
それでは、令和5年請願第15号、品川区私立幼稚園保護者負担教育費の軽減に関する請願について、お諮りいたします。

本件を採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○つる委員長**

ご異議なしと認めます。よって、本件は採択と決定いたしました。  
以上で本件を終了いたします。  
会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時02分休憩

○午後1時05分再開

**○つる委員長**

休憩前に引き続き、文教委員会を再開いたします。

---

(2) 令和5年陳情第45号 品川区立学校図書館の充実に関する陳情

**○つる委員長**

次に、(2)令和5年陳情第45号、品川区立学校図書館の充実に関する陳情を議題に供します。  
まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

**○つる委員長**

朗読が終わりました。  
それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。



## ○吉田品川図書館長

それでは、私から、品川区立学校図書館の充実に関する陳情につきまして、学校図書館運営支援業務などのご説明をいたします。

学校図書館は、児童・生徒の健全な教養を育成することを目的として、学校図書館法で学校に設けることを義務づけられた施設です。校長は学校図書館長となり、児童・生徒、教員の利用に供するため、資料の収集や学習活動の支援、レファレンスサービスなどを行っております。

区では、学校図書館支援のため、委託事業により学校図書館運営支援スタッフを配置する事業を行い、現在、全校に週15時間、年間735時間、学校図書館現場の支援を行っているところです。

今回の陳情については、学級数の多い学校からでも、計画的に週5日、運営スタッフがいる体制をつくってほしいとの要望であります。区では、各学校の自主性、主体性に基づき、学校図書館事業の実施のため、学校図書館運営支援スタッフ、学校図書館ボランティア等が協力し、学校とともに学校図書館の運営の充実にあたっています。

令和5年度から令和9年度の5年間の業務委託による安定した支援スタッフの配備については、昨年度末、総合評価方式による業者選定を行ったところです。学校図書館支援スタッフの配備については、週15時間、年間735時間の時間数に変更ありませんが、業者選定に当たり、新たな事業者については、司書等の資格を持つ者とするなど、資格要件を付しており、支援内容の充実を図った次第でございます。

学校図書館運営支援スタッフの配備については、今後も機会を伺いながら検討してまいります。

## ○つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

## ○安藤委員

この陳情なのですが、1,226名の方が提出ということで、やはり図書館に対する役割というのを期待されている方も多いですし、そういうものと受け止めております。

それで、図書館運営支援スタッフの委託契約の内容について最初に伺いたいのですが、週に何日、何時から何時までという契約なのでしょうか。契約期間は何年間なのか。契約書に定めてある期間です。あと、資格要件はどのようなのか。あと、仕事の内容は、大まかな、こういった仕事をやってもらいますという内容を伺いたいと思います。

それと、委託先の業者なのですが、事業者名はどこでしょうか。今実際に働いているスタッフの方というのは、正規雇用になるのか、非正規雇用になっているのか、伺いたいと思います。

## ○吉田品川図書館長

委託内容について何点かご質問いただきました。週の勤務日数ですけれども、1週当たり15時間、1日6時間、半日3時間を週3回を基本とするという契約の下、年間735時間という契約時間としております。

それから、資格要件でございますけれども、今回の契約から資格要件を付与しまして、要員につきましては、司書、司書補、司書教諭のいずれかの資格を有する者、または学校図書館、区立等の公共図書館で児童・ティーンズ担当として3年以上勤務経験を有する者、もしくは同等の能力または経験があると認められる者としております。

仕事内容につきましては、細かくは、開いていない場合は開館事務だとか、閉じる場合の最後の閉館

事務、貸出し処理、返却処理、本の配架、カウンター周辺業務、それから、本のリクエストに対する業務、レファレンスや授業支援業務、それから、教職員の相談対応、資料の登録、資料の補修等、多岐にわたる内容になっております。

それから、契約相手先ですけれども、TRCとウーヴとリブネットという3者で受託をしているところになります。

スタッフについて、正規雇用か非正規雇用かにつきましては、委託先の内容でございますので、把握はしていないところでございます。

契約期間につきましては、仕様書におきましては単年度契約、今回につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなりますが、総合評価方式で今回、事業者を選定しております。その際には、5年間は連続して受託をするということを前提に、事業計画および費用の算定等をしていただいているところで、5年を前提として考えているところでございます。

#### ○安藤委員

ありがとうございます。

すみません。何時から何時という勤務時間の定めというのはなかったのかというのを伺いたいのと、あと、仕様書は単年度ということで、あと、契約内容とかも、私は例えば、週に15時間というのも、必要に応じて、5年間の途中であっても、これは変更していいのではないかというか、こちらのほうで持ちかけて、それでのんでいただければ、変更も可能なのではないかと思います。問題は、時間を増やすという決断をするかどうかということなのですけれども、ぜひしていただきたいと私は思っております。

あと、時間のほうは後で伺いますけれども、改めて併せて、様々な、今、業務内容が示されました。どれも大事だと思います。こちらの陳情にも、様々な大事な学校図書館の役割が豊かに多方面に書かれていると思うのですけれども、改めて図書館長に、学校図書館の司書というか、スタッフの役割について、どのような役割があると。いることで意義を果たしていると思っていられるのか、併せて伺いたいと思います。

#### ○吉田品川図書館長

先ほどの答弁漏れのところ、勤務時間のところから申し上げます。勤務時間につきましては、6時間勤務の日の場合は、学校と調整している部分もありますので、人によって異なるところもありますけれども、9時から9時半ぐらいの間で出勤される方、それと、終わりは15時半から16時ぐらいで終わられる方、最初が9時の方は15時半、9時半で始まる方は16時で終わられて、間に休憩等を含めている時間帯で勤務されていることとなっております。

それから、学校司書の役割でございますけれども、これ、学校図書館ガイドライン等にも載っておりますが、学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業その他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるということと。具体的には、児童・生徒や教員に対する間接的支援、児童・生徒に対する直接的支援、それから、教育目標を達成するための教育指導への支援という大きな3点、これが役割として果たされるところと認識しているところでございます。

#### ○安藤委員

本当にそうかどうか、図書館を開けて本を貸し出しているという、単なる機械的な仕事ではないと。今のご答弁でも、すごくそういうことが書かれていると思いますし、豊かな役割を果たしている。もっ

とこれからも果たしてもらおうような環境を整えていくというのは、私は教育委員会の大事な役割ではないかと、今のご答弁を聞いても、すごく思いました。

司書教諭というのが今出ていましたけれども、そちらのほうについても伺いたいと思うのですが、学校には、専任ではないのですけれども、司書教諭という方が定められておりますが、その司書教諭の担当課というのはどちらなのかというのが分かりませんが、ぜひそちらのほうで答えていただきたいのですけれども、司書教諭という方は、図書館スタッフと連携して、図書館の有効な活用というのをしていると思うのですけれども、現状、全ての学校で定められているものなのでしょうかというのと、それと、学校図書館の運営とか活用について、この司書教諭という方はどういう役割を果たしていて、現行、今回委託した運営スタッフとどのような連携を取っているのか。そこら辺、伺いたいと思います。

#### ○中谷指導課長

司書教諭についてのご質問かと存じますが、まず、配置状況につきましては、全校ではございませんで、小学校、中学校、義務教育学校、合わせて39名の司書教諭が配置されているという状況でございます。基本的に、学校図書館法に基づきまして、1つの学校の学級数が12学級以上の学校には必ず置かなければならないということで、こちらについては守らせていただいているというような状況となっております。

この司書教諭の役割というところですが、ほとんどの学校が、例えば、図書委員会の運営に関しまして、司書教諭が非常にリーダーシップを発揮しまして、学校においての、例えば子どもたちが読みたい本ですとか、そういったニーズを集めたり、図書館自体をどうやって魅力あるような発信をしていくかといったところで、主に子どもたちへの指導というところで活躍していただいているというところでございます。

もう1点、スタッフとの連携というところで補足をさせていただきます。司書教諭が司書のスタッフの方とどう連携しているかというところですが、やはり図書館の専門性が非常に高いという意味では、司書の役割というのは大変重要だと思っておりますので、その専門的な見地を活かした上で、所属している学校のお子さんに対してどういった情報提供ができるかというところで連携をさせていただいているというところだと理解しております。

#### ○安藤委員

ありがとうございます。そうですね。なかなか教員自体が物すごく大変な働き方の中で頑張っている中で、そういう司書教諭という役割を頑張って果たしているということだと思うのですけれども、こちらの陳情、学習指導要領のことが書いています。図書館というのは、役割の深化というものも書いていますけれども、もはや単なる本を貸し出すところでは、もともとそうではないと思いますけれども、ないということで、学習指導要領にある、計画的に学校図書館を活用して、情報活用能力の育成ということで、すごく位置づけが高まっているわけです。

陳情にもありますけれども、「小・中の教科書では、学校図書館の利用活用・情報活用教育にページがさかれ、授業での活用がもためられている」ということなのですが、そういった点で、区教委としては、この学習指導要領にあるこういった図書館の新たな発展的な役割に照らして、図書館司書、運営スタッフの存在意義というのをどのように考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

#### ○吉田品川図書館長

学校司書の、品川区でいうところの支援スタッフにつきましては、役割のところは先ほど申し上げたところで、学校図書館を運営するために必要な専門的・技術的職務を持った者が従事しているという

ころと、あとは、学校や地域の状況を踏まえて、地域やボランティアの方々の協力を得ながら学校図書館の運営をしていくというところも、学校図書館ガイドラインのほうでもうたっているところがございます。その辺の総合的なところで、司書を含めて、学校図書館の運営をしていければと考えているところでございます。

#### ○安藤委員

分かりましたけれども、やはり図書館のスタッフが充実することで、もっと図書館を使った授業というのもすごく充実できると思うのです。

指導要領の内容の実施に責任を持っているというのは指導課だと思うのですけれども、そちらのほうから見て、図書館司書、スタッフの役割、存在というのはどのように考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

授業等での活用につきましては、あくまで学校、教員が主体になって授業計画を立てますので、基本的には、例えば国語であるとか、理科であるとか、社会であるとか、そういったもので調べ学習を行ったりということは、教員が計画的に学校図書館を活用して行うものであると考えております。

その上で、支援スタッフとどう連携をして、子どもたちへの指導の充実にも充てることができるかということが非常に重要になってくるころだと思っておりますので、たとえ毎日配置がなかったとしても、勤務されている曜日にスタッフとしっかりと連携をしながら、効果的な活用方法というのはしっかりと打合せをしながら進めることが大事であると考えておりますので、スタッフの配置というのは大変意義のあるものだと考えておりますけれども、何も常にいることが大事というよりは、しっかりと打合せ、子どもたちへの充実した教育活動実現のために、打合せをしっかりと行っていくことが大切だと考えております。

#### ○安藤委員

そうですね。やはり毎日、すごく専門性にあふれたスタッフの方が図書館にいるということが、すごく教員にとっては心強いといいますか、すごく相談もしやすいですし、あと、さらに充実した、図書館を活用した情報教育、あと、調べ学習等、そうしたことができると私は思います。

こちらの陳情される団体の方の集まり、おしゃべり会みたいなところに参加させていただいて、結構、他区といいますか、他自治体の事例とかも伺うのですけれども、やはりすごく学校によるのですが、そういう詳しい専門的なスタッフが積極的に学校の先生と連携しながら、そういった授業を豊かにつくっているところも幾つもありましたので、ここは私は大事な環境整備なのではないかと思っております。

あと、大きく2つなのですが、この中で居場所のことが出ています。ここもまた大事だと思っております。子どもの居場所としての図書館の役割、教室には行けないけれども、図書館が開いていれば、集団活動が苦手な子とか、自分の世界で本を読むのが好きだったりすることもあるので、すごく大事だと思うのですけれども、週に2.5日という配置では、そういった子どもが学校に行ったときに、居場所になるような図書館が開いていないという場所、よくあると思うのですけれども、毎日の子どもがいる時間帯での開館の実施というのが、これ、とても2.5日では無理だと思うのですけれども、実際の学校図書館の開館状況について伺いたいのですが、学校図書館は実際どれぐらい開いているのでしょうか。状況について把握されているのでしょうか。伺いたいと思います。取りあえずお願いします。

#### ○吉田品川図書館長

学校図書館の開館状況でございますけれども、基本的には、支援スタッフのほかにも学校の先生、そ

れから図書委員等含めまして、基本的には開いているものでございます。

それから、居場所等につきましては、確かに実際の学校図書館支援員の業務としても、本の貸出しや返却以外にも、書籍の展示の工夫だとか、あと、学校図書館を本を読む場所としての提供以外にも、顔見知りのスタッフがいて、落ち着いたりできる、安心できる場所という、あと、一定楽しい場所などとなるように努力している。それはボランティアを含めましても、努力しているところでございます。

#### ○安藤委員

そうですね。実際開いているのかどうかというのは、よく調べてもらいたいのですが、実際上、正直、2.5日では無理です。開けてくださいと言えば、先生とかが開けてくれることもあると思うのですが、常に実際、授業の支援とか、書庫以外にも、学校図書館のスタッフというのは、日常的に資料をそろえたりとか、様々な業務もあるわけですから、ずっと開けていても、自分の仕事もあるわけですから、少なくとも週に5日、朝から放課後までは開けておけるという状況が、仕事量からいっても必要だと私は思っています。

ただ、私はこの状況ですと、居場所という点でも不十分だと思うのですが、居場所として、現状の2.5日で十分と言えるのでしょうか。私は言えないと思うのですが、いかがでしょうか。

それと、学校の規模によって、配置の状況がどこの学校でも2.5日なので、となりますと、大きな学校ですと、クラスがすごく多いわけです。そういうところも、先ほど冒頭にあったような、授業支援とかという場合で、限られた日数でスタッフが支援しようとする、大規模校と小規模校で明確な支援の格差が出てしまうと私は思うのですが、それはまずは大きなところからは少し増やしていくとか、そういった契約変更というのは私は必要なのではないかと思うのですが、格差につながらないのでしょうか。これも伺いたいと思います。

#### ○吉田品川図書館長

2.5日、支援スタッフが勤務しているのは、確かに契約上、週15時間でございますが、それ以外にも学校図書館を開けていないという話は、特に学校から聞いておりません。

それと、学校図書館につきましては、クラス数の増加の対応だけではなくて、文部科学省からも、第6次学校図書館整備計画においても、学校司書の適切な配置を求められているところでございます。

引き続き、例えば、授業等の取組につきましても支援に取り組んでまいりますし、これまでは区も地域ボランティアなどの協力を得ながら、学校図書館運営を進めてきた歴史もございます。学校図書館の利用につきましては、各学校の利用の特色等もあります。各学校から毎年アンケートをいただいている内容も踏まえまして、今後も機会をうかがいながら対応を検討してまいります。

#### ○安藤委員

ぜひ随時、臨機応変に契約は見直していただきたいのですが、今回、一番下になるのですが、見直しということで、5年に一度の、今年見直しをかけまして、今年度から新たな契約がスタートしているわけですが、この新たな契約を結ぶに当たって、様々、要望もありました。議会でも議論がありました。結局、日数、時数は変わらなかったのですが、担当課としてはどういう検討を行ったのでしょうか。日数を増やすという検討はしなかったのか伺いたいと思いますし、最終的に配置の時数については現行どおりとなった経過、それを伺いたいと思います。

#### ○つる委員長

安藤委員、ほかの委員の質疑もありますので、質問項目をまとめて質問してください。

#### ○吉田品川図書館長

令和5年度から5年間の契約に当たりましては、令和4年度中に、例えば、学校の図書館部会の校長先生だとかとお話をする機会を持ちまして、日数について増やす検討をしてきたところでございます。その辺は、何人かの校長先生とも打合せをしながら、現場の意見を聞くなどし、令和5年度に向けた予算要求を積み上げてきたところでございます。経過としましては、そのような形で図書館を運営してまいりました。

最終的なところでは、図書館としても、支援スタッフの勤務日数を増やしていくことを希望していたところではございますけれども、予算につきましては、全体の中で総合的に判断して、見送ったところでございます。

#### ○安藤委員

私というか、やはり子どもの学びの環境というのはすごく大事な事業だと思いますので、担当課としては、かなりいろいろと検討もして、そういう要求も上げてきたということなので、すごく大事な事業だと私も思うのです。なので、これは頑張っていたきたいと思いますし、契約自体が柔軟に、契約期間としては1年ということでもあるので、相手方にとってみれば、日数が増えるということは、それだけお仕事が増えるということでもありますので、決してマイナスな変更ではないと思いますし、ぜひ来年度からでも、契約の内容、相手方を変えろとは言いません。内容を充実させる方向で協議を続けて、増やしていく方向でぜひ頑張っていたきたいという期待を込めて、質疑を終わります。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○石田（し）委員

まず、今のいろいろ質疑を聞いている中で、契約が5年だと。いわゆる継続的に運営をしてもらうと。ただ、契約内容自体は、単年度でいろいろ調整ができるという理解でいいのか。要は、簡単に言うと、1年ごとに契約を見直そうと思えば見直せられるのか。そこをまず1点教えていただきたいのと、今の話の中で、実質2.5日ぐらい、週15時間だとそうなると。仮に陳情されている方たちが言われている、毎日いる図書館、5日間になると、どのくらいの予算になっていくのか、分かる範囲で教えていただきたいのと、実際に今、契約をされている委託業者の方たちに、仮に5日間の体制をつくってくださいといったときに、実際、その業者が人的も含めて可能なのか。そこを教えてください。

#### ○吉田品川図書館長

3点ご質問いただきました。1点目は、契約の内容についてのご質問かと思えます。単年度契約でございますが、総合評価をやる際に、5年間、こういう条件でやりますということを最初にうたっておりますので、大きな変更はできない状況になります。それはなぜかといいますと、途中で変更するということは、一緒に総合評価に申し込まれた業者に対して不利益が生じるということになりますので、そのところは後から大幅な変更はできないというところがございますので、見直せるか見直せないかということになりますと、基本的には見直せないという形で考えております。

それから、2番目の、5日間の場合は費用的なものはどうなるかということなのですが、そこを算出したところ、約2.5倍ほどになると。単純になぜ2倍にならないかというところは、雇用時間が変わる関係で、今度、会社側で社会保険料とか、そういうところを持たなければならないところが出てきて、その分の費用が付加される形になりますので、そういった費用が付加される形になりますので、単純に時間が2倍になったから、契約金額が2倍というわけではないという見積りをいただいているところがございます。

3番目、人的、例えば5日でやったとき、人を確保できるのかという話でございますけれども、これを各業者と話した際に、現在、今いらっしゃる方については、比較的非課税枠の中で働いている方が多いところでございます。そういう方の中には、これ以上増やせないという方もいらっしゃるのだと伺っておるので、場合によっては、人が替わってしまう、新たに雇用しなければならない、もしくは、今いる人を替えなければならないという状況が発生するということは、昨年度、検討する中で各事業者が異口同音にお話しされていたところでございます。

#### ○石田（し）委員

ありがとうございます。現実的なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

この陳情の中に書かれている内容は、私もごもっともだと思います。特に、今、ICTを活用する中で、今の時期は、私はICTと、いわゆる書籍、本を両方使いながらやっていく教育しかないのかと思っているのです。

これ、最後の下のほうに書いてありますが、5年10年のスパンでと。要は、10年のスパンでこのことを考えると、私は逆に遅いと思う。何でもかという、10年後には、下手したら、これからの社会の流れからすれば、本自体が存在しているのかどうかというような話にも発展する可能性があるわけです。といったときには、私は早期にこういった充実という部分には力を注いでいただきたいと思います。

また、子どもの本を扱う本屋が、そもそも本屋自体が、私、五反田エリアなので、今まで割と多かったのです。五、六店舗あったのです。それがこの10年で1つないし2つぐらいになってしまった。これは子どもたちにとっても不幸なことだし、そういった意味では、いわゆる学校図書館だったり、区立の図書館も含めて、図書館の意味というのは逆に大きくなっているのではないかと思うので、その辺の充実というのは図っていただきたい。

ただ、一方で、ご答弁いただいた現実的な課題があるというのが今分かったので、そこをどうやって工夫して充実をさせていくかというのは、ぜひ引き続き検討していただいて、いい案を見つけていただきたい。私も一生懸命、何がいいのか、一緒に新しい答えを見つけていきたいと思いますが、現実的に今どういう課題があるのかというのが分かったので、以上で終わります。ありがとうございます。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○ゆきた委員

ただいま理事者のほうから、学校図書館支援スタッフの委託業者の募集要件で、司書資格を取り入れたというお話があったと思いますが、そのほかにも品川区の学校図書館運営をする上で、質の向上を図る上で、現状の中でどういった工夫、取組をなされているのか、もしあれば、教えていただければと思います。

また、学校図書館運営支援スタッフが品川区でどれだけいるかというのと、その中で司書資格を持っている方がどれだけいるのかという分母と分子、何割ぐらいなのかというのを教えていただければと思います。

#### ○吉田品川図書館長

まずはスタッフの人数のところですが、スタッフの人数としましては、9月1日現在で56名いるところでございます。そのうち司書資格、司書教諭等を持っている職員、社員につきましては、56名中49名おりますので、87.5%、今現在はこのような構成でございます。

質の向上への取組につきましては、年にそう多い回数ではございませんけれども、全体における研修だとか、あとは、各事業者における研修制度、これを毎月やっている事業者もごさいます。そのようなところで、質の向上を図るところを現在進めているところでもごさいます。

#### ○つる委員長

ほかにごさいますか。

#### ○吉田副委員長

他区の状況といいますか、他区の学校の図書館の状況とか、司書の配置状況とか、把握しておられるのでしょうか。もし把握しておられるようでしたら、少し特徴的な、例えば、何々区とか何々市は既に5日間配置しているとか、そうでもない、配置が少ない区もあるとか、品川区の、自治体における、どれぐらいの配置状況なのか把握しておられたら、伺いたいと思います。

#### ○吉田品川図書館長

確かに週5日以上、土曜日も含めて、土曜日半日も含めまして、そういう配置をしている区もあります。そういうところを調査したところ、実際、一番分かりやすいのが、週何日というよりは、年間何時間勤務しているかというところの計算です。なぜかといいますと、各それぞれが1日当たりになると4時間であったりだとか、6時間であったりだとか、7時間半であったりとか、いろいろありましたので、年間の時間数にして計算しているのが一番分かりやすいかと。一番多いところは1,500時間を超えているようなところもありますし、品川区の2倍程度のところも当然ごさいます。

品川区は、大体10番目から13番目ぐらい、735時間につきましてはそのぐらい、真ん中辺りでごさいます。

#### ○吉田副委員長

少し曖昧な聞き方で。真ん中ぐらいというのは、要するに23区に限ってということでしょうか。それを1個確認させてください。

#### ○吉田品川図書館長

大変失礼いたしました。23区中、大体10番目から13番目辺りのところの年間委託時間数でごさいます。

#### ○吉田副委員長

真ん中辺ということではありますけれども、やはり財政規模で考えると、品川区はかなり23区の中でもいいほうではないかと思っております。子どもの教育にかけるといいますので、ぜひこの辺は手厚くしていただきたいと思っているのですけれども、ごめんなさい、私、こういう契約の契約金額の算定の仕方がよく分かっておりませんで、総合評価の中で、事業者のほうから積み上げとか、そういうので出てきて、それで決めてしまうということなのではないでしょうか。だから、どれくらい事業者の希望と、それから区の予算との兼ね合いで契約金額が決まっていくのかが分からないので、微妙な線も入ってしまうかと思いますが、お答えになれる範囲で教えていただきたいと思います。

#### ○吉田品川図書館長

大きくは4つぐらいに、契約の金額の内訳が分かります。人件費の部分、これは各事業者における人件費の部分と、支援スタッフにつきましては、ほとんどが人件費の部分になりますので、そちらの金額が、提案された金額がほぼ人件費の中にとりいう形で受け止めているところでごさいます。

#### ○吉田副委員長

そうしますと、契約はほとんど人件費ということになるという理解でよろしいでしょうか。確認させ



てください。

#### ○吉田品川図書館長

契約の金額につきましては、ほぼ人件費の金額になります。

#### ○吉田副委員長

人件費と時間数というのはすごく密接に関係してくると思うのですが、それは1人当たり何時間の、1時間あたりは幾らぐらいというような形でフィックスされているという契約のやり方なのでしょうか。ごめんなさい。契約金額、結構大切かと思うので、教えてください。

#### ○吉田品川図書館長

契約の金額に当たりますのは、各事業者それぞれ思惑があるのか、1人当たり一律の金額ではないところでございます。会社によっても、当然、単価というのか、1人当たりの金額は異なっている部分でありまして、今回、5つ契約がありますけれども、それに当たっても、それぞれ金額はまちまちでございます。

#### ○吉田副委員長

分かりました。

それで、お話を伺った中で、司書をされるような方というのは、単にお仕事として捉えるのではなくて、司書としての役割を果たしたいという高い志を持っている方たちもいらっちゃって、ぜひ品川区にはそういう司書に来ていただきたいと思うのですが、契約とかの条件がいいほうの区に行ってしまうことが多い。もちろん人材の母数がたくさんいらしゃれば、それにこしたことはないのですが、そういう現状もある中で、多少、ほかの自治体との競争といいますか、ぜひよい司書、資格はともかく、そういう経験のある方に来ていただきたいと思うのですが、その辺についての契約をするときの品川区としての要望とかをどのように話し合っておられるのか、伺いたいと思います。

それから、先ほどほかの委員から、居場所としてというのもありました。午前中の議論の中でも、不登校の子どもたちにとっての居場所ではぱっと思いつくのは、保健室等々だったり、別室登校だったりするので、私にとっては、図書館というのも一つ、そういう子どもたちの中で、本の好きな子に限られてしまうかもしれませんけれども、ここだったら学校にいられるというお子さんも多いと聞いております。

そういうことでも、そこに司書がおられるかどうかというのは、子どものためにも違うのかと思うのですが、居場所としての学校図書館の役割というのはどのようにお考えか。それで、司書を契約するときに、そういうことも入っているのか、伺いたいと思います。

#### ○吉田品川図書館長

契約に当たって、申し込んでくる業者、いろいろございます。そういう中で、総合評価制度による選定というのは、金額だけではございません。金額のほかに、区的意思というのか、区が判断できる部分が裁量として入っております。そういう中で、例えば、申し込んできた業者の中には、図書館を比較的なりわいとしていないような業者も申し込んできたような部分もございます。そういうところは、総合評価に当たっては、一定の配慮をしながら、また、図書館をなりわいとしている業者につきましては、逆に評価をするような部分は結果的にはあったかと思えます。

そのようなところで、よりいい人材が集められるような契約方法というところで、今、総合評価をやっているところでございます。単純に金額だけではなくて、総合評価による選定を行っているところでございます。

それから、居場所としての役割でございますけれども、今までもこれは司書もそうですが、図書館のボランティアも含めて、学校図書館の開館には尽力をされてきたところでございます。先ほどもあった顔見知りのスタッフがいてというようなところもありますので、そういう優しいスタッフというのでしょうか、図書館も含めて、いろいろな意味で知見のあるスタッフというのを準備するよう、事業者にはお願いしているところでございます。

#### ○吉田副委員長

やはり私自身が外で運動をするタイプの子どもではなく、基本、休み時間は外で遊びましょうというのが先生方の方針なのですけれども、その隙をかいくぐって図書館に逃げていたという経験があるので、図書館には、司書などという言葉は知りませんでしたので、図書館のお姉さんと思っていたのですけれども、そういう方がいらっしゃるというのは、本当にそういうなかなか学校にはなじみにくいような子どもにとっても、図書館が居場所になるような子もいるということです。

ぜひ図書館の司書の充実、司書の充実だけではないような気もするのですけれども、その一つとして、図書館が子どもたちにとって行きたい場所、いい場所になるためには、その一つの条件として、司書の配置というのはすごく重要だと思いますので、ぜひ今後前向きに考えていただきたいと思います。これは要望にしておきます。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和5年陳情第45号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

#### ○せお委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

理由としましては、学校司書が重要な役割を果たすということは理解しています。それを前提として、品川区立学校全体の人員という観点でいったら、私の視点では、特別な支援が必要な児童・生徒への支援員など、そういったところを早急に増やしていくことを優先させたい。児童・生徒が、望む方が誰もが通える、安心・安全に通える区立学校をまずつくっていくことが大事だと思っていますので、もちろん司書の方は今ゼロではないので、こういったところを充実させるというよりかは、先ほどご答弁でも、予算約2.5倍ということのお話もありましたので、そういった予算を、まずは特別な支援が必要なお子さんの支援員などを充実させていただきたいという思いもありますので、本日は不採択でお願いいたします。

#### ○ゆきた委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

もちろん図書館運営支援スタッフの勤務日数の増加の重要性は前向きに捉えていくべきものですが、先ほどの話から、予算の絡みもある話もたまたま伺いました。また、学校司書には資格が必要ではない中で、品川区で今年度の募集要件として、司書資格を条件として募集要項に取り入れている点や、学校図書館運営支援スタッフは、司書資格を持つスタッフが56名中49名、先ほど87.5%の方が子どもたちの情報活用教育を支援し、資格司書がいることで、不足部分を補っている点から、質の向上に向

けて施策を前に進めていることを確認いたしましたので、この陳情に関しては不採択をお願いいたします。

#### ○吉田副委員長

本日結論を出すということで、お願いいたします。

それで、ぜひ図書館司書は増やす方向で今後検討していただきたいと思っておりますが、やはり今、5年間の総合評価の中の途中の年であるということで、契約は毎年ということですが、そこで急に金額を大幅に増やすということは確かに難しいかと思えます。

今後は、先ほど障害児への支援ということもありまして、それも本当に早急にやるべきだと思うのですが、図書館でそういう子たちが楽しく過ごせるようにするためにも、司書の役割、しかも、できましたら能力の高い司書に来ていただくためには、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。

ただ、このたびのことについては、契約の金額を途中で変えるのは難しいだろうということで、不採択とさせていただきます。私の過去の発言録をたどれば、私の個人の発言については矛盾した発言になっておりますが、そこへのご批判は甘んじて受け止めたいと思えます。

#### ○安藤委員

本日結論を出すので、採択を主張したいのですが、実現、クリアすべき課題というのは、それはたくさんあると思う。それはどんな課題でもそうだと思うのです。私は学校教育の充実と、子どもにとって何よりも大事なことだと思いますので、ここで採択をして、議会の意思を示して、政治決断を促すべきなのではないかと思えます。

予算の話も出ていますけれども、別にこれが大事であれが大事という、対立するものではもちろん全くない、皆さんそう思っていると思うのですけれども、支援員もすごく大事なことですし、それはそれで充実させる必要があると思えますし、ここに関しては、学校図書館をどう充実させるか、司書をどう配置するかという話なので、私はこれも進める、支援員も進める。無駄な開発とか、優先順位が低い、そうした事業は見直すということで財源を生み出して、進めていくというのが私は大事だと思っておりますので、採択です。

#### ○高橋（し）委員

結論を出す。

いろいろ陳情書にあるように、図書館司書および図書館の重要性というのは十分認識しています。ただ、その中で、要旨のところ、やはり毎日図書館にいるということが一番大きなお気持ちだと思うのです。それを考えたところ、先ほど課長のご答弁や、それからご説明を伺ったところ、なかなか全体のバランスからいうと、毎日図書館というのは非常に厳しいと思えます。何学級以上の小学校が幾つもありますけれども、小中一貫校は、2校分なので2人配置されていると伺っています。ですから、そういったことを含めて、20学級以上云々というのがありますが、段階的というか、毎日というところの趣旨は、いきなりというのはなかなか厳しい部分ではないかと思えますので、今回のこの陳情に関しては不採択としていただきたいと思えます。

#### ○石田（し）委員

結論を出すので、不採択です。

意見は、先ほどの質疑の中でお話ししましたが、書かれている内容はおっしゃるとおりだと思いますし、私も、今、学校図書館の位置というのは非常に重要な位置に来ているのだと思えますので、その充実というのはしていただきたいと思えます。

ただ、ご答弁の中でもありますとおり、現実的に契約上なかなか難しいというのがありますし、本当に要旨に書かれている、毎日いるというのが陳情者の方がお気持ちだと思いますし、そこにはなかなか添えないのかという意味では、今回不採択だという決断をさせていただきました。

ただ、この充実という部分に関しては、しっかり私は地域の方たちとの連携も含めて、やれることはまだいろいろあるのかと思いますので、その辺に関してはぜひやっていただきたいと思いつつも、今回、この陳情に関しては不採択でよろしくをお願いします。

#### ○つる委員長

それでは、本陳情については、結論を出すところのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○つる委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和5年陳情第45号、品川区立学校図書館の充実に関する陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

#### ○つる委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

---

### 3 報告事項

(1) 教育目標および基本方針の改訂について

#### ○つる委員長

次に、予定表3の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)教育目標および基本方針の改訂についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○宮尾庶務課長

それでは、私から、教育目標および教育方針の改訂についてをご説明申し上げます。資料をご用意ください。

まず、1番、改訂の経緯でございます。教育委員会は、区立学校の目指すべき姿の指針をお示しするために、教育目標、教育基本方針を定めております。これは、長期基本計画に定める区の目指す姿を学校教育の場でどのように表現するかという具体的な目標としての役割も有しておりますが、このたび、社会状況の変化等に合わせ、改訂を行うものでございます。

2番、改訂の内容でございます。現行の教育目標、基本方針の方向性を継承することを基本としつつ、今年6月に策定されました国の第4期教育振興基本計画等の考え方など、児童・生徒を取り巻く状況の変化をふまえた内容といたしました。あわせて、所要の文言修正を行いました。

3、改訂日は、令和6年4月1日でございます。

おめくりいただきまして、ここからが新旧対照表でございます。右側が現行のもの、左側が改正後と

なっております。変更があった部分を、赤字、下線つきにて表記をしております。

まず、右側、現行の教育目標ですが、大きく5項目ございまして、それぞれ文章で表記をしております。これに対して、左側、改正後の教育目標ですが、各項目の趣旨、記載順、これは変えずに、文章による表記から箇条書の表記へと改めました。例えば、現行の1番の趣旨は人権教育の推進でございますが、改正後もこれに変更はございません。以下、5番まで同様でございます。

なお、現行の教育目標についてですが、一部文言を改めた上で、改正後の基本方針のほうへと移行をしております。

おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。ここからが基本方針でございます。基本方針も1から5まで5項目ございまして、それぞれのタイトルは教育目標と一致しております。そして、各タイトルの下に、先ほど申し上げました、現行の教育目標を一部文言を改めた上で、こちらへ移行しております。

なお、括弧書き数字の部分につきましては、一部文言を改めておりますが、趣旨につきましては変更はございません。以下、同様でございます。

このように、今回の改訂は、現行のものを継承するというのをベースに、国の第4期教育振興基本計画等を踏まえつつ、教育目標についてはシンプルな表記とし、基本方針については、より詳細な表記へと変更して、メリハリをつけたというものでございます。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

#### ○安藤委員

これ、教育目標および基本方針の改訂については、いつの教育委員会で審議されて、もう決定済みなのかということとか、そこら辺の教育委員会の中での審議状況などを聞かせていただきたいというのが1つと、それと、この教育目標および基本方針というところに、いつも言っているのですけれども、子どもの権利条約という文言が一言も入っていないというのはいつも違和感があるのですが、それは理由は何なのかとか、品川区立学校の目指すべき姿の指針には、子どもの権利条約はないのだということなのか、それとも、長期基本計画に定める品川区の目指す姿の中には、子どもの権利条約というのは入っていないのか、それとも、国の参考にしたという、第4期教育振興基本計画等の考え方の中に、子どもの権利条約というのがないから入っていないのか、そこら辺を伺います。

#### ○宮尾庶務課長

まず、教育委員会における審議でございますけれども、こちらにつきましては、去る11月14日の教育委員会に議案としてお諮りをし、そこで議決をいただいております。その上で、本日のこのご報告に至っているというものでございます。

2点目の、子どもの権利条約が入っていないということについてでございますけれども、決してそういった考え方を否定しているものではございませんが、冒頭申し上げましたように、今回の改訂につきましては、現行の考え方を継承して、表現の修正をしているという大きな考え方の下に行っております。

当然、子どもの権利を尊重するという考え方は、私ども教育委員会には共通して持っている考え方でございますが、少なくともこの目標、方針に関しては、特段、改めての表記というのはしていないというものでございます。

## ○安藤委員

次回、方針を目標を定める上では、教育委員会に提案をする事務局の側としても、そういった視点をぜひ持っていただいて提案していただきたいと思うのです。東京都が子ども基本条例を2021年4月に施行していますし、この改訂の内容の説明には、児童・生徒を取り巻く状況の変化ということもありますので、大きな変化だと思うのです。やはりそういったことも踏まえて、ぜひ子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、および参加する権利、こういう子どもの権利というのを尊重し擁護するための目標改訂、方針に盛り込んでいただきたいと思っておりますので、要望です。

最後、もう1点質問しますけれども、少なくとも人権というところがあるではないですか。大きな5つの柱の最初の1番目なのですから、人権を尊重するための教育、すごく大事だと思うのですが、人権を尊重する子どもに育つというためには、やはり自らの価値というのが大事だという、守られている、自分の権利という自覚もまた絶対必要だと思うのです。だから、私は、基本方針の1、ここの人権のところ、少なくとも子どもの権利条約という、国際条約ですから、入るべきなのではないかと思うのですけれども、ここだけは最後1点、ぜひ検討していただきたいのですが、ご答弁を伺いたいと思います。

## ○宮尾庶務課長

教育目標、基本方針につきましては、本当に我々教育委員会の大きな考え方、指針、よりどころとなるものでございます。

今回につきましては、繰り返しになりますが、現行のものを継承するというような考え方に沿って行ってきたものでございますが、子どもの権利条約というところにつきましては、こちらの人権教育を含め、様々な場面で、考え方としては、我々、基本として持っておりますので、現状のところでは、大きくここについて変更を加えるという考えは現時点ではございません。

## ○つる委員長

ほかにございますか。

## ○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございました。先ほど課長のご説明でいうと、現行の表現を変えた、文言整理というあれですけども、第4期の教育振興基本計画をふまえてということで、そこには目標が16あって、私が見たところ、そのうちの5つが品川区の教育目標、基本方針にあるのです。それは、現行の教育目標の言葉を置き換えるときに、その16のうちの5つを当てはめたといったら失礼ですけども、そのようにしたのではないかと考えているのですが、それでいいですかというのが1つ。

そうすると、残りの11、目標があるのですけれども、それは、品川区のこの基本方針の中に、それぞれの5つが(1)(2)と詳しく書いてありますよね。そこに見たところ入っているのですけれども、そういう形で、編集というか、改正されたという受け止めでもよろしいでしょうか。

## ○宮尾庶務課長

国の第4期教育振興基本計画には、今、委員がご紹介になりました16の目標と基本施策、指標というものが記載をされてございます。それに対して、品川区の教育目標は5項目でございまして。この5項目というのは、現行のものから大きく変えることなく、継承するという考え方で今回は改訂を行いました。

一方で、その16の5、差引き11はというところでございますが、これも委員がおっしゃっていたように、残りの11の考え方というものもここには盛り込んでいるという考え方でございます。必ずしも

全てが全て、きっちり国の文言どおりにというところではない部分も一部ございますけれども、考え方としては国の計画にのっとっているというところがございます。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございました。承知しました。

一般質問でもお話ししたのですが、この教育振興基本計画に基づいて、区のほうの様々なものも改訂していただきたいということをお話ししたというので、ここでこのように文言を随分品川区風に変えてというか、分かりやすくというか、やられているので、それは結構です。

そうすると、一方で、一般質問の答弁、私にもほかの方にもあったのですが、教育大綱は令和11年までかかっているので、大変大きなもので、なかなか改訂というのは厳しいかもしれないのですが、品川区立学校教育要領は、令和3年に完全実施されて、今進行中なので、これもすぐにとというのはあれかもしれませんが、ただ、こういった大きく変わった中で、今後、まずは区立学校の大きいほうの教育要領をどうされるかということが1つ。

それから、小中一貫教育要領は、一般質問のご答弁にもありましたけれども、これ、22年に改訂してから、私の記憶では、改訂というか、変更があまり進められてないと思うのですが、そちらについても今後、どのようにされていくのでしょうかということです。

#### ○中谷指導課長

品川区立学校教育要領の改訂について、お伝えさせていただければと思います。こちらにつきましては、現在、教育検討委員会という組織の中で、様々、今までの振り返りと、今後どうしていくかということで議論をさせていただいております。すぐにこれに決めていこうというようなスケジュール感ではなく、まず、議論をするというところを軸に置かせていただいておりますけれども、こちらも行く行くは改訂ということで、中長期的に見る中での見込みとして、そのようなスケジュールで進めさせていただいております。

#### ○高橋（し）委員

では、小中一貫教育要領も一緒にということよろしいのですか。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

補足となりますけれども、小中一貫教育要領は平成22年度に改訂を行いまして、その後、学習指導要領が改訂になった平成29年、そこに合わせて、品川区立学校教育要領という、名称も新たに变えまして、現在、それを基に教育活動を進めているところでございます。ですので、小中一貫教育要領は、名称が変わって、品川区立学校教育要領になっているということでございます。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございました。私の不勉強で申し訳ありません。

これは最後、先ほど教育委員会で11月14日に報告事項として報告されていると。これについては、11月14日にですよね。すみません。議案としてあったということで、議事録がないので、それでここでこれをどうですかという議論ができなかったの、ホームページで見たら、まだアップされていなかったの。ですから、文教委員会でこういう話をする際に、教育委員会での議論が分かれば、もう少しいろいろなお話ができるのではないかと思ったので、その辺は議事録の準備のあれもあるけれども、できるだけあるといいと思ったのですけれども。すみません。

#### ○宮尾庶務課長

教育委員会では、議案として上程をさせていただきまして、そこでご議論をいただいて、議決をいた

だいたものでございます。

委員おっしゃったように、今日時点では、まだそのときの議事録というのは、今準備中でございますので、ホームページには掲載ができていない状況でございます。こちら、可能な限り速やかに掲載できるように努めてまいります。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了します。

---

#### (2) オアシスルーム予約システムの更新について

#### ○つる委員長

次に、(2)オアシスルーム予約システムの更新についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○石井保育支援課長

私からは、オアシスルーム予約システムの更新について、1件、ご報告がございます。資料に沿って説明をさせていただきます。

令和5年度予算におきまして、利用者の利便性向上を目的とした、オアシスルーム予約システムの新規開発を行ってございますが、開発業者より、開発がおおむね終了し、操作性等のテスト段階に入ったとの報告を受けたため、今後のスケジュール等、現在の進捗状況を報告するものでございます。

今回のシステム更新に係る主な変更点は、資料の主な変更点のところに記載のとおりでございますが、これまできょうだいの同時予約ですとか、あと、予約状況の確認などができませんでしたので、今回の更新により可能となるものでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、12月から1月にかけて、システムの最終テストですとか、区民周知を行ってまいります。テストについては、一部利用者の方にも参加していただきたいと現在考えてございます。

そして、令和6年2月に新システムの利用を開始いたします。こちらなのですけれども、預かりに関しては4月の預かりということで、0歳児のネウボラ枠を利用される場合については、2か月前からの予約が可能ということですので、2月からの利用開始ということになってございますので、令和6年2月3月の予約については、現行システムにて行うことになってございます。それらを踏まえて、システムの完全移行は、令和6年4月を考えております。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。よろしいですか。

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

#### 4 所管事務調査

子育て施策について

#### ○つる委員長

次に、予定表4、所管事務調査を議題に供します。

本日は、7月4日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目のうち、子育て施策について



の調査を行ってまいります。

まず、理事者より資料に基づきご説明いただき、その後、ご質疑・ご意見等をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

それでは、私から、所管事務調査、子育て施策について（しながわネウボラネットワークについて）というA3横のカラーの資料に基づいてご説明をさせていただきます。

まず、改めまして、しながわネウボラネットワークの目的等でございます。資料の冒頭に記載のとおり、しながわネウボラネットワークの目的といたしましては、全ての妊産婦と子育て家庭が、安心して妊娠・出産・育児ができる地域社会を創ることを目的と据えております。

そして、それに向けた目標として3点掲げております。1点目が、全ての妊産婦と子育て中の保護者が気軽に相談でき、助言や情報提供を受けることができる身近な相談の場を作る。そして、2点目が、ステージに応じて必要な支援が受けられる、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の仕組みを構築する。そして、3点目が、産前・産後の支援や一時預かりなど、これまでの取組で希薄であった支援の実施やニーズの高い事業の拡充を図るというものになっております。この3点を目標として掲げて、事業を開始しております。

それでは、同じページの左下のしながわネウボラネットワークのイメージ図をご覧ください。こちら、しながわネウボラネットワーク立ち上げ当時のイメージとなりますけれども、中核となります相談事業について、保健センター側の部分でお示ししますピンク色の部分と、黄緑色の部分でお示しております。当時、子ども育成課、現在は子ども家庭支援センターが所管しておりますが、これを連携する形で矢印でつないでいるところがございます。双方からの支援という矢印が、中心に位置します、黄色で囲まれた、全ての妊産婦と乳幼児保護者へ伸びているといったところが、このイメージ図のポイントとなる点でございます。

現在は、保健センター、健康課において、妊娠期からの相談事業を実施しております。妊娠届を出された全妊婦を対象に、助産師等の資格を持った妊産婦ネウボラ相談員が、母子保健、子育て相談についての情報を紹介いたしまして、面接後に、お祝いの品である出産・子育て応援カタログを贈呈するという流れで始まっております。

そして、児童センターの側につきましては、子育てネウボラ相談員という相談員を別途設けて、子育て全般に関わる相談を幅広く受け付けております。

このように、母子保健部門と児童福祉部門が相互に連携をする相談体制を、この図でお示する形で実施しております。そして、それを取り囲むように、区の関係機関、そして、そのほか関連する機関と相互の関係性を示したものが、このネウボラネットワークの全体図となっております。

次に、同じページの右下の図をご覧くださいますと、こちらはしながわネウボラネットワークの全体像を示すものでございます。大きく上段と下段とに分かれておまして、上段のほうには、しながわネウボラネットワークとしての新規の取組み・サービスの拡充ということで、ネウボラネットワーク事業を立ち上げるに当たって新たに構築した事業をピンクで示した部分となっております。

そして、下段につきましては、それまでの既存の取組みをお示しております。そして、横軸には、妊娠、出産、産後、育児の各ステージを示すというような図となっております。

まず、下段の図をご覧くださいたいのですけれども、下段の既存の取組み、しながわネウボラネット

ワーク立ち上げ前でございます。相談、情報提供、そしてサービスの面で、こちらで示したところの白抜き枠の中をご覧くださいますと、母子保健サービス、そして子育てサービス、そしてハイリスク、個別支援サービスにおいて取組を進めてまいりました。

しかし、必ずしも支援が十分でなかった点、そして、隙間のような形で間に抜け落ちてしまうような部分があることも、ネウボラネットワーク立ち上げ当時の分析、検討の中で明らかになってまいりました。こちらの図で示すところの楕円の青で囲まれた部分が、いわゆる隙間の事業となっております。例えば、一般妊婦の相談の機会が不足しているでありますとか、あるいは産前・産後のケア、家事・育児支援が不足している、こういったところが課題として浮き上がってまいりました。そして、それを補うために、矢印が上のほうに伸びているかと思いますが、この矢印が指し示すところの上段の各施策へと伸びてつながっていくといったところをお示ししております。

上段にお示しました取組み・サービスの拡充の各分野において、それぞれ切れ目ない相談の仕組みや産後ケアの事業、そして、産前・産後に家事・育児支援といった新しい事業を、ここのピンク色で囲まさせていただいたような形で、新たにネウボラネットワーク事業構築に合わせて立ち上げたといったところをこの図でお示ししております。

それでは、裏面をご覧くださいと思います。こちらは、文教委員会の所管であります子ども未来部で構築いたしました事業につきまして、ご説明をさせていただきます。しながわネウボラネットワーク立ち上げ当時から、現在の令和5年度までに新たに追加した事業、拡充した事業をお示ししております。

まず、中核となります相談事業のうち、子育てネウボラ相談事業についてご説明をさせていただきます。保健師、看護師、教員、保育士等の資格を持った子育てネウボラ相談員を児童センターに配置しておりまして、子育て全般の相談を受け、子育て期の育児に関する様々な悩みや不安に対応しております。

配置しております児童センターにつきましては、平成28年度に5館からスタートいたしまして、令和元年度に9館、令和4年度に10館、令和5年度に11館と、地域バランスを考慮しつつ、配置館を拡大しております。

そして、相談の実績でございますが、写真の右上の表をご覧くださいますと、平成28年度の開始から令和4年度までの相談件数は、1,092件から2,520件と、一部の年度を除きまして、年々増加しております。

さらに、令和5年度の新規の取組といたしまして、バースデーサポートを活用した相談体制の充実についてということで、1歳の誕生日を迎えるお子さんを育てるご家庭に対してクーポン等を支給する、都のとうきょうママパパ応援事業（バースデーサポート）を活用し、子育てネウボラ相談員の地域における相談機関としての認知度を上げ、身近なかかりつけ相談機関としての役割を強化してまいります。

具体的には、子育て関連製品等のクーポンを引き換えるに当たって、子育てに関するアンケートをご提出いただくことを条件としておりますが、そのアンケートの提出方法について、オンラインでの提出、またはご自宅から近い子育てネウボラ相談員への提出をさせていただいております。子育てネウボラ相談員への提出に合わせ、面談もしくは面談の予約をいただくことで、地域における相談機関としての認知度の向上につなげてまいります。こちらの事業、12月上旬から開始いたします。

次に、資料の中段、産後の家事育児支援の利用助成です。心と体のケアに対応できる家事育児支援のヘルパー（産後ドゥーラ）の利用に対して、サービス利用費の一部を助成するというものでございます。家事育児支援ヘルパーの事業者は、産後の母親等に対し、家事育児支援、相談対応、妊産婦の心と体の

サポートなどを行ってまいります。

対象は、区内在住の生後1歳になるまでのお子さんを養育している方で、支援サービス1時間につき2,700円を助成いたします。

兄弟の構成により、助成可能な上限時間が異なりまして、こちらに記載をさせていただいておりますとおり、第1子のお子さんが60時間、第2子以降で出生時に上の兄弟が3歳未満のお子さんは180時間、第2子以降で出生時に上の兄弟が3歳以上のお子さんは20時間の設定となっております。

なお、その下に記載をさせていただいておりますけれども、多胎児家庭につきましては、対象年齢や上限時間を大きく設定しております。

こちらの資料右側に参りまして、制度の拡充というところがございます。平成28年度の事業開始から、順次、内容を拡充、充実しております。対象者につきましては、当時、妊娠・出産をした方ということで、母親のみを対象としておりましたが、現在は、父親を含む対象児童を養育している方としておりまして、対象児童につきましても、生後6カ月までとしていたところを生後1歳まで、多胎児については妊娠中から3歳までと。助成額については、1,000円、2,000円、現在の2,700円と段階的に助成額を増額しております。上限の時間につきましても、立ち上げ当時一律10時間だったものを、先ほどご説明した、左に記載の区分ごとの上限時間へと、制度の内容を充実しております。

その下の実績の表でございますが、内容の拡充に併せ、利用実績も大幅に伸びているところでございます。開始初年度、平成28年度は、延申請者数42件、利用時間数で302時間だったものが、令和4年度は、延申請者数が1,218件、利用時間数で3万6,339時間となっております。

助成金の申請に併せて実施している利用者アンケートでは、サポートの満足度、それから助成事業に対する満足度共に、例年高い水準をこちらに記載のとおり保っているところでございます。

次に、資料左下のその他の事業についてでございます。冒頭ご説明いたしました、既存のサービスでは必ずしも支援が十分でなかった点、そして、隙間のような形で間に抜け落ちてしまうような部分を補完する形で事業を展開してまいりました。

情報提供の不足への対応に関しましては、しながわこどもぼけっと、こちら、平成28年度から配信を開始したしながわパママ応援アプリの機能充実を図り、令和5年度に新アプリへ移行したものでございます。

また、その下2つ目のベビーシッター利用支援事業、3つ目の乳幼児ショートステイにつきましては、一時預かりや受入れを充実させるというところに対応するために、実施しているものでございます。

このほか、児童センターを活用した在宅子育て支援の事業などを、現在実施しております。

しながわネウボラネットワークの立ち上げから令和5年度までの新設、拡充した事業の説明は、以上になります。

最後に、資料右下になります。さらなる連携強化を目指してということで、子ども家庭センターの開設。現在の子ども家庭支援センターではなく、子ども家庭センターの開設でございます。こちら、改正児童福祉法において、区市町村は母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機関である子ども家庭センターの設置に努めることとされました。

資料の真ん中のピンク色の部分に「子ども家庭センター」と赤字で記載をし、その下に、子ども家庭総合支援拠点、こちら、国のいうところの子ども家庭支援センター、それと、子育て世代包括支援センター、こちら、国のいうところの保健センターですけれども、こちらの一体的運営ということになっております。

この一体的運営とは、具体的には、この資料には記載はございませんが、母子保健、児童福祉の両分野を統括するセンター長、センター責任権者を配置し、センター長をトップとした指揮命令系統を確立。また、現在、子ども家庭支援センターに配置されている福祉職と保健師、保健センター保健師などの専門職が共同で支援の必要な方への支援プラン、サポートプランなどを作成する体制をつくるということになっております。大きくセンター長の配置と、専門職の共同のサポートプランの作成を求められているものでございます。

その上で、ピンク色の枠の左上、地域子育て相談機関、こちら、品川区でいうところのネウボラ相談員や、その他民間の事業者も含めた機関との連携や、その下の、赤字で記載をさせていただいております、地域資源と一体となった支援体制の構築など、既存の区における子育て支援のネットワークの連携を強め、支援体制を充実させることが求められているところでございます。

国の示す子ども家庭センターの主な機能は、右側に記載のとおりでございます。ネウボラネットワークと子ども家庭センター、目的は多少異なるところがございますが、しながわネウボラネットワークでこれまで拡充したサービス、資源を活用しながら、両者の連携をより強化し、品川らしい子ども家庭センターの設置を進めてまいります。

こちら、令和7年度の開設に向け、準備を進めるところでございますが、新たな動きとして、本日も説明をさせていただきました。事業の詳細につきましては、今後検討を進めてまいります。

長くなりましたが、私からの説明は以上になります。

#### 〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑・ご意見がございましたら、ご発言願います。

#### 〇安藤委員

まず、資料の裏面ですが、子育てネウボラ相談、児童センターの中の相談員の方がということですが、これも、これ、主な相談の内容というのですか、どんな相談がされるのかということを知りたいということが1つと、あと、左下のその他の事業の乳幼児ショートステイというのは、令和4年度から始めているわけですが、この実績はそれぞれ何件ぐらいあるのでしょうかということと、あと、最後の子ども家庭センターなのですが、相談する側とすると、いろいろなところがあり過ぎて、分かりづらいぞというのがすごくあるのですけれども、今回、こういうのを設置を検討しているということなのですが、結局、相談する側としたら、このセンターを立ち上げて、何が変わるのでしょうかというか、そういうことを知りたい。あと、建物みたいなものを新たに建てる予定なのか。それも伺います。

#### 〇染谷子ども家庭支援センター長

まず、子育てネウボラ相談員の相談内容でございます。令和4年度におきまして、2,520件の相談総数をいただいている中で、最も相談内容として多いのが、発育、発達に関するご相談です。身体、知性、性格、言葉、態度など、そういったところの発育、発達に関するご相談が一番多く、その後、続きまして基本的な生活習慣、こちらは食事ですとか、睡眠とか、そういったところに関する相談を多くいただいているところでございます。

次に、乳幼児ショートステイでございますが、こちら、令和4年度から開始して、非常にご好評をいただいております、かなりの予約が複数重複することによって、お断りをするようなケースも令和4年度はございました。具体的な宿泊数としては、令和4年度94泊というところでございますが、そういった形でご好評いただいたところもございましたので、令和5年度につきましては、1枠だったとこ

ろをもう1枠増やしまして、利用をいただいているところでございます。

次に、子ども家庭センターの部分でございますが、もともと子ども家庭センターが、今回、国のほうから示された経緯といたしましては、子どもの虐待による死亡事例の検証結果等についてという、国の機関のほうで出されているものから、それぞれの相談機関が把握していた事案の情報が適切に共有されなかったことによって深刻な事案に至ってしまった例も存在するというところから、双方が一体となって対応していくことが今まで以上に求められているというところから、設置について求められているところでございます。

利用いただく方につきましては、今まで保健センターにご相談をいただいた後に、子ども家庭支援センターにご相談いただくといった連続性を保ってはいるものの、それぞれ個別にご相談を対応させていただいていたところを、先ほど申し上げた、一体的にサポートプランを作成するというところもそうですが、両者において一度にご相談が受けられるような体制が組めないかというところが目指されるところだと考えております。

それから、センターという建物につきましては、現在、子ども家庭支援センターが1か所と、それから保健センターが3か所、区の中にあるかと思うのですけれども、その中で施設を一体的に運営するパターンと、施設自体は別々ではあるけれども、組織運営上一体的に運営するという、それぞれ組織の体系についても何パターンか選択する部分があるかと思っておりますので、その部分、最も品川区として連携をしていく上でふさわしい組織という形で、建物を一緒にするのか、別で運営していくかについては、今後検討してまいりたいと考えております。

#### ○安藤委員

ありがとうございます。

最後のところというのは、これ、いわゆる子家センという名前がなくなって、子ども家庭センターになるということなのでしょうかとこのことを確認します。

それと、かなりいろいろな事業が、相当利用が伸びているということで、やはりすごく求められている事業ですし、その時々で気軽に相談できる場所がある、あと、サービスを受けられるという、すごくすばらしいことだと思うのです。こういうかなり実績が急激に上がっているということも、ショートステイもそうですけれども、通して、区として、今の子育て世代、子育てする中での悩みとか、困難さというのは、どのように感じているのか。こういった事業を通して、お考えがあるところを聞かせていただきたいと思っております。それが2つ目ということで、よろしくお願いします。ご答弁お願いします。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

子ども家庭センターの開設に当たって、名称のところでございますが、まず、現状の子ども家庭支援センターの名称をなくすのかどうかというところでございます。非常に子ども家庭支援センターと子ども家庭センターという名称、似ている部分がございます。両方がある状況というのは、区民の方にとっても非常に分かりづらい状況にはなってくるかと思っておりますので、子ども家庭センターを令和7年度に開設するに当たっては、区民の方に混乱がないよう、分かりやすい名称で統一していければと考えております。

それから、現状の子育て世代の方の抱えている悩みをどのように捉えているかというところでございますが、地域の方のお話なども伺う中では、やはり保育園の方、それから、地域の民生委員、主任児童委員の皆さんのお話を伺う中でも、新型コロナウイルスの感染、今は日常に戻りつつありますけれども、

感染があった中で、保護者の方、親御さん同士の交流の機会が非常に減ったというようなお話を伺うような機会が多くあります。

そういった中で、ご自身のお子さんの発育、発達の状況が、ほかのお子さんと比べてどうなのかとか、そういったところに関するいろいろな情報を、意見交換、情報共有したりとかする場が非常に減っているというようなことをお話として伺いますので、そういったところでも、先ほど申し上げた地域におけるかかりつけ相談機関ではないですけれども、相談の敷居が低くて、近距離にあって、継続的に相談ができるような、そういう機関というのはより重要性を増しているのではないかと認識しているところでございます。

#### ○安藤委員

ありがとうございます。

先に要望して、最後に質問したいのですが、やはり分かりやすく名称をとという話がありましたけれども、抱えないで、あなたは一人ではないのですよと。気軽に相談してもいいのですよというようなことが分かるだけで、すごく全然不安感というのはなくなるので、ぜひそういった観点で、分かりやすいような、抱え込まないでくださいということも含めて、周知とか、啓発というか、制度の分かりやすい紹介、広報をお願いしたいと思います。

最後、質問はこれで終わりにしますが、おむつの宅配の事業を新規でやるではないですか。それはこのどこら辺に位置づくのですかというところを最後に教えてください。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

おむつの宅配の事業につきましては、保健センター側で実施している事業にはなりますけれども、先ほどご説明をしたバースデーサポートをこちらで実施する、1歳の誕生日を迎えるタイミングで、おむつの宅配については、0歳児が対象になってくる事業かと思っておりますので、そういったところもきちんと連続性を保ちながら、区のネウボラネットワークの事業として、きちんと見守りが利くような体制を取っていきたいと考えております。

#### ○安藤委員

子ども家庭センターの場合ですと、保健センターという関わりもあると思えますし、やはり子育てしている方からすれば、所管はあまり関係ないので、ぜひこういう切れ目のないネットワークをつくるという中の、0歳の境というのは、どちらが指導するのか分かりませんが、しっかりと続けて、横串を刺すといえますか、そういったこともお願いしたいと思えます。要望です。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○ゆきた委員

私からは、ネウボラネットワークについてなのですが、地域の声で、相談したいと思っておりますが、児童センターに行かないと相談できないのだというのを現場の声でよく聞きます。妊娠期面談では、オンライン面談が品川区ではありますが、児童センターのネウボラ相談員とのオンラインでの相談は、以前からも文教委員会の中で話が出ていますが、児童センターの子育て相談員とのオンライン面談について、区のお考えがあれば改めてお聞きできればと思います。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

子育てネウボラ相談員のオンライン面談につきましては、今回、令和7年度の開設を予定しております子ども家庭センターの検討を進める中で、地域子育て相談機関の役割は非常に大きくなっていくかと

思いますので、その検討をする中でも、オンラインの面談の必要性のところについては検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、今回、バースデーサポートの事業を実施するに当たって、アンケートの中身の中で、訪問による面談を希望するかどうかといったところも、一つアンケート項目の中に入れてさせていただいておりまして、アウトリーチといった、オンラインという形に限りませんけれども、こちらから出向いて面談をするようなことを希望される方につきましては、そういったことも実施をしていければと考えているところでございます。

#### ○ゆきた委員

ありがとうございます。ぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。

また、地域の中の声で、ネウボラに相談したいと思っても、育休・産休が明けた方は、職場と保育園との往復で、児童センターに行く時間がないとの声とか、あえて土日に子どもを連れて児童センターに行って相談しようとならないというのが心情だと、地域からの声でよく聞きます。

そうすると、相談できる場というのが、職場から帰ってきて、保育園に行って、保育園の先生に相談するしかないというような声も聞きます。

そこで、例えば、出張型のネウボラという今話があったと思うのですが、この出張型のネウボラが、各地域の保育園で定期的に巡回して、保育園のちょっとしたスペースで相談できる場があればという声もありますけれども、この件について、急なのですが、区のお考えがあれば、お聞きできればと思います。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

先ほどから子ども家庭センターの話はずっとさせていただいて恐縮でございますが、地域子育て相談機関というものについては、一部、保育園における相談といったところも視野に入っております。

そういったところ、子育てネウボラ相談員が保育園に出向いて相談をお受けするのか、それとも、その保育園自体を相談機関とするのかといったところの考え方があるかと思っておりますけれども、なるべく多くの方がご相談いただけるような体制というのは、引き続き充実に向けて検討してまいりたいと考えております。

#### ○ゆきた委員

ありがとうございます。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございました。子育てネウボラ相談事業について聞きたいのですが、この相談で多くの方がご相談できて非常に、先ほどもあったように、発育、発達のご相談が多いということで、保護者の方からすれば、非常に貴重な場だと思うのです。

もともとフィンランドで始まったネウボラなのですが、フィンランドでは、生まれてから小学校に入るまでは同じ方がずっとやっていて、下手すれば、もっと長くいらっしゃって、今度結婚するよと来たりするというのがあるので、そこまでいなくてもいいのですが、通称ネウボラおばさんと呼ばれている方が、品川区でもネウボラ相談員がその役割なのだと思うのですが、どうしても異動があるから短いスパンで替わらなければいけないのかもしれないのですが、そのところを、やはりできるだけ長いスパンで、小さい頃、0歳のときに相談を受けたお子さんが、せめて小学校に上がる

まで、ずっと担当のネウボラ相談員がご相談に乗れる形になればいいと思うのですが、フィンランドではネウボラおばさんと呼ばれているということなので、その辺は、所管がこちらでどうこうできる話ではないのかもしれないけれども、所管として、スパンを長くというリクエストができるのではないかと思います。その辺りのお話と、現状、始まったばかりなので、まだ同じ方が担当できているかもしれないけれども、今後の見込みみたいなのはいかがでしょうか。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

区におけるネウボラ相談については、妊産婦ネウボラ相談員と、それから子育てネウボラ相談員というところで、いわゆるバトンタッチ型といったような方式で現在運用しているところでございます。やはりアンケートを取らせていただいている中で、一部、妊産婦ネウボラに相談した内容を、改めて子育てネウボラのときに同じ話をしなければならなかったことがあったというようなお声などもお聞きするようなことがありますので、現在、会計年度任用職員でそれぞれ任用しているような状況ではございますが、そういった、区民の方にとってご不便をかけるようなことのないよう、連携とか情報の連続性ですとか、区民のご相談いただいた方の、当然、許可といいますか、そういったものが前提になってくるかと思っておりますけれども、両者できちんと連携を取って、そういったスムーズな、切れ目ないような形の相談体制というものを今後も構築していければと考えております。

#### ○高橋（し）委員

切れ目のない子育て支援ですので、そこで切れ目が、妊産婦と子育てネウボラと切れてしまうといけませんので、今お話あったように、情報共有は現状では仕方ないのかもしれませんが、できるだけ同じ担当の方というのがうまくいけばいいかと思うので、ぜひ今構築していくというお話だったので、よろしくをお願いします。

#### ○石田（し）委員

それぞれありがとうございました。

ここに書かれている、例えば、ネウボラ相談だったり、家事・育児支援の利用だったり、件数も上がっていて、成果が出ていると思うのですが、これ、いわゆる利用されている方たちというのは、どこでこの情報を入手してここにたどり着いているのかというのを把握されているのか教えていただきたいのと、把握されているのであれば、どの媒体なのかあれですけれども、どこから情報というのを皆さん多く受けて、インプットされているのかというのを教えてください。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

例年、利用された方にお答えいただいているアンケートの中で、産後の家事育児支援の利用助成、本事業を知ったきっかけが何かというところの回答につきましては、一番多いのが、母子手帳交付時にお渡ししているパンフレット、こちらで知ったという方が45%いらっしゃいます。

そのほか、妊婦面接ですとか、知人から紹介してもらったと。それから、あと、区のホームページで情報を得たというのが上位に来ているような状況です。

#### ○石田（し）委員

ありがとうございました。

これ、やはり行政がやっているものだからなのかと。今の多分一般のいわゆる子育て世代の方たちが何で情報を得るといって、やはり圧倒的にSNSなのですね。圧倒的に多い。うちの妻も、何かあると、ツイッターで出ていたよみたいな話が出るので、そうなのだ。

それと、もう一つは、やはりその世代のコミュニティ、いわゆる保育園の同級生の親たちが、こうい



う話が出たとかというのは、情報源の主なものになっているのかと思うのです。

やはりそこというのは、私は非常に幾らいいことをやっても、その情報が伝わってなくて、知られなかったらいけないし、例えば、保育園に行っている方はそういったコミュニティを持っているけれども、一方で、いわゆる在宅で子育てされている方たちというのが、実は一番相談相手が欲しかったりという。だけれども、要はコミュニティがつくられていないから、なかなか保育園とかに行っている子たちの保護者よりも情報が少なくなってしまうという現状もあるので、その辺はうまくベストミックスで情報を、今の時代、都市型でどんどん発信してあげて、すくい上げていくというか、そういう人たちを受け止めてもらうというのが大事なのかと思うのですけれども、要は、子ども家庭センターになると思うのですが、そういうものができました、それで満足するのではなくて、どうやって発信していくかというのが私は大事だと思っているのです。

何もなかったら何もなくていいのだけれども、発信を常にし続けなければいけない時代になったので、その辺というのはどのように考えているのか、改めて教えてください。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

情報発信の部分でございますが、今回、しながわこどもぼけっとという、しながわパパママ応援アプリの機能の充実を図って、新しいアプリに移行したものについては、パーソナライズされた情報のプッシュ配信機能が追加されているというところもございます。

それから、ほかの自治体の状況などを確認していく中で、寄り添い型のメール配信みたいなサービスを利用して、お子さんの年齢に応じて、必要な情報ですとか、その時点でのお子さんの発育状況などを、メールやLINEなどでお知らせするような事業をやっているようなところもありますので、そういったところの活用も可能なのかどうかということも、今後、検討をさせていただいて、情報自体をこちらのほうから積極的に発信できるような体制が必要かと思っておりますので、様々なツールを検討してまいりたいと考えております。

#### ○石田（し）委員

ありがとうございます。

まさに、先ほどご答弁いただいたときに、例えば、母子手帳の交付のときにいろいろなサービスを知ったと。それは、例えば、その後の人たちからすれば、保育園のときに保育園で情報を知ったとか、児童センターに行ったときにその情報を知ったとかという、要は、リアルな空間での情報と、SNSなどのバーチャルなところでの情報と、2つの情報がうまく行き交うと、その人たちに届くのだと思うのです。

なので、私は両方やらなければいけないと思っているし、過剰に届けるぐらいやらないと、多分なかなか、今こんなに情報がある中で、それを見つけてもらうということも難しいと思うので、まず過剰になるぐらい情報発信をして、それはバーチャルもリアルな空間も含めてだと思っております。児童センターに行って、掲示板に貼ってあったものをちらっと見て、その記憶が何となくあって、家に帰ってネットを見ていたら、あ、これのことかということ、ダブルで頭の中に入ってくると、より記憶に残って、何かあったときに、そういえば品川区はこんなことをやっていたかなとって、調べたら行き着く。そこに初めてホームページが存在するわけです。いきなりずっとホームページを毎日見ないですから、隣の高橋しんじ委員みたいにずっとホームページをチェックして、今日こんな情報かというのはないです、そんな普通の人が。

なので、ぜひいろいろな、過剰になるぐらい、特にSNS世代の人たちなので、やっていただけたら、

もっと皆さんがやっていることが役に立つものになってくるのかと思うので、その辺はぜひ徹底していただきたいと思います。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。

子育てネウボラ相談事業のことでお尋ねなのですが、相談員の方はそれぞれ子育て全般、相談を受け、子育てに関することも当然ある中、特に子育て相談で、児童福祉の観点からいうと、区内に26人の主任児童委員の方がいらっしゃいますよね。児童センターに配属されている相談員の方が、児童福祉に関することというのは相談を受けて、主任児童委員というのは、その地区の児童委員にタイムリーにそういった話というのは行くものだとは思っているのですが、どのようになっているのかと思って、そこをお尋ねしたいと思います。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

主任児童委員の方と、それからあと、児童センターにいる職員と、それから子育てネウボラ相談員といるかと思うのですが、につきましては、日頃から要保護児童対策地域協議会などもそうですが、そういった場で顔を合わせているような状況はつくっておりますので、何か心配なご家庭があった場合に、場合によっては子ども家庭支援センター、私どものほうで一度連絡を受けて、その後、主任児童委員の方に見守りを依頼させていただくというようなケースもございませけれども、そういった形できちんと連携は取って、心配なご家庭に対する見守りというのは実施していく体制は取れているかと思いません。

#### ○高橋（伸）委員

ありがとうございました。そうすると、重要な案件というのは、すぐさま当然連携している中で、すぐ迅速に対応するというところで理解いたしました。

それとあと、もう1点なのですが、来年度以降の児童センターに対する拡充というのは、今、お分かりになっている時点で、拡充が今後あるのかどうか。来年度含めて、あるのかないのか、お聞きしたいと思います。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

児童センターにおける子育てネウボラ相談員の配置につきましては、先ほどご説明をさせていただいたとおり、複数年かけて、現在11館まで増やしてきていると。一つの目安として、13の地域に1館の配置といったところも考え方としてはあるかと思っておりますので、そういったところは、地域バランス、それから、それぞれのエリアごとの相談件数等を見ながら、拡大がもし必要であれば、実施していくというようなところで、決してこの11館で終わりということではなくて、今後も拡充も含めて検討してまいりたいと思っております。

#### ○高橋（伸）委員

ありがとうございました。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○せお委員

ご説明ありがとうございました。裏面の令和7年度の子ども家庭センターのことなのですが、こ

の子ども家庭センターの主な機能の特に①②なのですが、相談全般という感じですよ。と、支援の必要な妊産婦や子ども等のいる家庭にサポートプランの策定とか、そういったのがあのですけれども、これはやはりいろいろなケースの方がいらっしゃるの、子家センと保健センターが一体的にやっても、例えば障害児支援だとか、医療機関だとかというところにつながなければいけなくて、その連携の仕方というか、情報提供の仕方というところとか、私も最初から言っていますけれども、本当に場所が変わったら、一からというか、ゼロからまた同じことを言うわけです。皆さん時間がない中で、そこが本当に大変で、それはシステムの構築とか、どういった検討になっているのかというのをあえてお聞きしたいです。そちらをお願いします。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

現状、保健センター、それから子ども家庭支援センターのほうでご相談をお受けする中でも、やはり医療ですとか、障害者福祉の分野のほうにおつなぎをするようなケースもございまして、そういった場合につきましては、適宜、ご本人の保護者の方のご了承をいただくか、もしくは、それに起因して養育が困難になっているですとか、場合によっては虐待のおそれがあるという場合については、速やかに関係機関のほうに情報のやり取りというのは、現状もさせていただいているところではございますけれども、これは扱う情報の部分も非常にセンシティブな部分に当たるかとは思いますが、一つは情報連携という考え方の中で、母子保健、児童福祉、それから障害者福祉の分野などで、可能な限りで情報が連携できるような状況というのも整えられるというのは大事なことではあるかと思っておりますので、令和7年度の開設に向けて、一つ、これは内部の検討の話にはなってしまうのですけれども、DXですとか、情報共有の関係の分科会みたいなものを設置して、その中で情報の共有の在り方等について検討を進めていければと今考えているところでございますので、この中で十分検討してまいりたいと思っております。

#### ○せお委員

ありがとうございます。もちろん全てが全て、私たち保護者が何も話さなくていいとは思っていないのですけれども、ある程度の基本的なところとかは共有していただきたいというのは私たちの思いではあるので、ぜひ検討をお願いします。

全然違う話で、先ほど来から皆さんのいろいろな支援があつて、それぞれ大事なのですけれども、少し分かりにくい部分があつたりとかというので、保護者の方からご要望いただいたのが、フローチャートみたいなものがあるというお話があつて、フローチャートまではいかないかもしれないのですけれども、今こういう状態だとか、イエス、ノーとかでやっていただけると、本当に皆さん、保護者としては分かりにくくて、いろいろな支援を品川区はやってくれているよね、それは分かっているのだけれども、相談もそうですけれども、どういったサポート、支援を受けられるのかというところも含めて、本当に分かりづらいという話があつたので、何かフローチャートぐらい、それぐらいの一連のことが書かれた表とかが欲しいというのは何名かおっしゃっていたので、そういった検討とかがあれば、教えてください。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

まず、1点は、今回、しながわこどもほけつの中で検索機能も向上しております、年齢によって利用できるサービスなどを検索するような機能がついております。

それからあと、もう1点は、子ども家庭センターの主な機能という右側のほうに書かせていただいている中で、③番の地域資源の発掘・担い手の確保といったところ、こういった作業を国から求められているところで、非常に重要な部分かと思っております。既存の区のほうで持っている資源やサービスも含めま

して、こういったものを発掘し整理をしていく中で、それ自体を皆さんに分かりやすくお伝えできるようなものをきちんと整理していければと考えております。フローチャートという形なのかどうかというところも含めて、検討させていただければと思っております。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○吉田副委員長

ありがとうございます。先ほどのせお委員のご質問と重なるのですけれども、いろいろ、ネウボラネットワークというのは、制度としては本当に切れ目なくきちんと用意されている。けれども、おっしゃったとおり、一個一個、この年齢だったらここまでだねとなって、その次の段階に行くときに、また最初からいろいろな基礎的情報まで提供しなければいけない。区役所内の各所管といえども、やはり個人情報の共有はなかなか難しいというご答弁はいただいているのですけれども、でも、例えば、お医者様のカルテみたいな感じで、それは次の段階にも情報提供しますという最初からのご了解をいただいた上で、カルテのような形で、今、地域連携で、ほかのところの大きな病院と地域のお医者様の中では、カルテの共有というのは、患者が承知の上で、大きな医療システムの中で共有していくという。それは患者の利益のためということであれば、ある程度のご了解を得られるのではないかと。だから、例えば、本当にカルテみたいに、これについてはという項目は、先にこれだったら問題ないだろうという範囲で情報を設定していただいて、でも、プラスアルファのところはいろいろご相談なさいたいこともあるだろうから、この辺はまた次の段階に行ったら、そのときは状況も変わっているでしょうから改めて相談してくださいとか、何かそのような最初の合意があれば、ある程度できるのではないかと。私たち、ずっとカルテ方式というのを主張してきたつもりなのですけれども、やはり区役所の中の個人情報、それも確かに大事かと思うので、何とかできることはないかと思っておりますので、カルテ方式、ぜひご検討の中に加えていただければいいかと思えます。

それから、いろいろな制度があって分かりにくいというのも、私たちもご相談を受けても、私たちが調べてみないと、そもそもそれでしたらここへご相談に行ってくださいというのが言えないぐらい、それだけいろいろサービスが提供されているということでもあるのですけれども、私たちが結構、愛用と申しますか、参考にさせていただいているのが、皆さんが妊娠の届のとき、親子手帳と一緒に渡されるいきいきあんしん子育てガイドというのが、中を見ると割とよくできているのではないかと。結婚して、妊娠してというところで、この辺でこういうことに困ったらこちらのページに飛んでくださいというのがすごくアナログで、私、すみません、古い人間なので、アナログが分かりやすいのですけれども、これは結構使えるのではないかと考えています。

ただ、妊娠の届を出したときというのは、いろいろな情報がいっぱい来ますよね。その中で、今迫っているのが、とにかく無事に赤ちゃんを産まなければという状況なので、このガイドはどこかに紛れてしまっている可能性があるかと思えます。だけど、基本的には妊娠のときにお渡しする冊数で、私たちがいただいているのですけれども、あちらこちらでは配付してないのですということでした。

予算の関係がありますので、際限もなくというわけにはいかないと思えますけれども、いろいろなガイドブック、障害者福祉のしおりとか、介護保険のしおりとか、いろいろありますよね。それと同じように、ほかの、直接今関係なくても、割といろいろなところから相談が来るような方たちが欲しいと思ったら、配布できるようなところまでは検討していただけたらいいと思っておりますので、いかがでしょうか。

### ○染谷子ども家庭支援センター長

まず、1点目の情報の共有のところについて、私、お答えをさせていただきます。先ほど令和7年度開設の子ども家庭センターの説明の中で、一体的運営ということで、具体的には、まずは母子保健と児童福祉の分野でございますけれども、こちらを統括するセンター長、この2つの分野が同じ指揮命令系統のほうに入るとというのが一つ求められている中で、そういったところで、一つ情報の共有の部分も、同じ組織の中でこうしていくというところであれば、今よりスムーズにできる部分というのが出てくるかと思しますので、その組織を検討していく中で、そういった情報の共有というところについても、検討を積極的にしていきたいと考えております。

### ○藤村子ども育成課長

子育てガイドのところについて、私からお答えさせていただきます。妊娠の届出の際に窓口で子育てガイドをお配りしているというところで、そのほかにも多く書面で書類をお配りしているところですが、先ほど副委員長が言われたように、埋もれてしまうというところがありますので、今回、しながわこどもぼけつの中で、コンテンツというか、トップ画面の一番下のところに、子育てガイドのPDFを載せさせていただいているので、お配りしなくても、皆様がこのアプリをダウンロードすれば見られるような状況になっておりますというところではあります。

あと、先ほど別の委員から、紙のものとデジタルでハイブリッドでというようなお話をいただいたところなのですが、紙でお配りしているものが少し多いというようなお話もございますので、そちらについても対応するために、アプリの中で、例えば0歳であればこういったところが必要だよというのを、紙ベースだけではなくて、デジタルベースで分かりやすく載せるように、考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

### ○吉田副委員長

ありがとうございます。情報の共有というのは、個人情報を守るというのもすごく大事なことなので、難しいところがあるかと思いますが、当事者の了解の下にという形をぜひやっていただけたらいいかと思っております。

情報提供は、確かにおっしゃるとおり、アナログのものと、それからSNS上のものというのは、すごく両方あって初めてきちんと認識されるというのが、私が議員になる前の役割を務めていたときも、片方では駄目なものですよね。どうもきちんとした印刷されたものを見て、それでホームページとかを確認して出ていると、ここは信用できる場所だなみたいなのがあって、やはり両方、どちらかになるというのは難しいのだということは、ずっと議論の対象になっていたのですが、ぜひその辺の心理といいますか、それも踏まえた上で、より多くの方たちが適切な情報を受け止められるように努めていただきたいと思います。

### ○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

なければ、すみません。私からもいいですか、所管なので。各委員からもありました、石田しんご委員からもありましたが、いわゆる当事者的な視点もあるので、文教委員会各委員、それから私も委員長という立ち位置ですが、本当に一区民、保護者、子育て世帯という視点から見たときに、非常に今日の質疑全般通して、教育の所管、それから子ども未来の所管、本当に子どものために一生懸命やっていたということを今日すごく実感するような質疑が、各委員の質問によって、ご答弁もそのような印象を受けたところなのですが、そうした中で、やはり今、切れ目とか切れ目のないかありました

けれども、なかなかここは非常に難しいと思って、はっきり言って、利用者、当事者からすると、切れ目だらけな感覚なのです。制度としては切れ目のないよとなるわけですが、先ほど来、フローチャートとか、ガイドとか、いろいろなお話があるわけですが、やはり担当する部署についても、各課、各部をまたいだり、そうすると、どうしても提供するサービスが最終的なエンドユーザーのところに行くところでも、何となくその切れ目というのがどうしても明確です。

継ぎ目というか、金継ぎというか、そういう部分があるというのは実感としてある。ネットワークとしてあるのですけれども、私もこの間、いろいろな様々な悩みで区に相談したことがあるのですが、結局は日常、先ほどゆきた委員からもありましたけれども、一番相談に乗ってもらったのが保育園の先生なのです。担任の先生。ここに本当に泣きながら、相談に行きました。今、実は家の中はこうなのです、ああなのですと。聞いてもらうだけで、別に解決には至らないです。聞いてもらうだけで安心というか、そういう存在があったからこそ、それがこういうネットワークのうちのセクションの一つに、サークルに既に入っているわけですが、それで児童センターとか、ほかの機関の方がうちにアウトリーチに来たかという、来られないですよ。

やはりバックヤードの連携というのが一体どのような形になるのか。それは区民とか保護者とか、そうした方々がどのようにアクセス、アプローチしていかなければ、そのネットワークがうまく機能していかないのかなどというのを、肌身で感じたわけなのです。ただ、お世話になった保育園の先生が非常に親身になって、寄り添っていただいたので、保護者としても、今、生きているわけですよ。子どももおかげさまで元気に育っている。子どもなりに大人じみた子どもに成長しているというか。

そういったことを実感としても感じると、このネットワークというのは、そういう意味では、先ほど令和7年の話もありましたけれども、やはりより一層、利用者側にとっても、どこに行っても安心できるアクセスの先、先ほど安藤委員からもありましたけれども、そうした用意というか部分が非常に大事になる。いろいろな形、いろいろな素材のソファがあって、いつでもどこでも座れる。どこでも椅子ではないけれども、お休み椅子ではないけれども、そのような感じで品川区内に点在しているということもすごく大事なのです。

それがバックヤードでしっかりと連携が取れているという、それはシステムだったり、予算だったり、法や制度の狭間を横串にする。だから、こども家庭庁ができたりとか、子ども家庭センターとかという話になってくるのだと思うのです。

そういう意味では、ぜひいろいろな課題がよく、前も言いましたが、川上、川下で、いろいろな形でリスクヘッジしていくという支援体制は、これはしっかりとこれからもつくっていただきたいという中で、具体的などころで3点伺いたいのですが、子育てネウボラ相談については、例えば、これは児童センターを拡充していただいて、場所を拡大していただいているのだけれども、ほかにいろいろな委員からもありましたけれども、なかなかそこに行くチャンスというのですかね、意外にハードル高いのかと思ったり、読み聞かせのサークルをやったりなんだり、日常的に行っている人たちはそうかもしれないけれども、ハイリスク的なことを抱えている人たちがそこにいざ赴こうという、非常に高い門だと思うのです。

だけれども、相談をしたいという人たちが相談しやすいようにといたら、アウトリーチがあると思うのですが、いやいや、家に抱えているのだから家には来なくてくれということになってくるときには、そういう意味では、デマンドバスではないけれども、デマンド相談的に、例えば、喫茶店、カフェ、ファミレスとか、そうした場所を選ばずの相談に乗るということも、これは一つ、ネウボラ相談の方の

やり方としてはあるのかと思ったりはするのですが、これは仕組み上、制度上、どうなのかというところはあるので、まず、ここが1点、そういう外の場所、児童センターに来てくださるのではなくて、外の会場での相談対応というのは、これ、今の仕組みの中でできるのかできないのか、これだけ教えてください。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

現状の体制といたしましては、例えば、喫茶店、カフェといったところを活用してご相談を受けるといったことはしていません。どちらかといいますと、子ども家庭支援センターのほうで、リスクを抱えているご家庭などのご相談を受ける場合につきましては、現状では、むしろ児童センターのほうで、子ども家庭支援センターはなかなか心理的にハードルが高くて相談しづらいというお話を伺ったりとかしますので、そういったところのご相談を受けた場合は、イメージといたしましては、子ども家庭支援センターが区における相談の中核的機能を担って、その2層、重層的に保育園も含めて、保育園、児童センターですとか、そういった各地域の機関、そういったところと連携をして、重層的に相談支援の体制を取るというのが考え方となっておりますので、むしろそういった保育園、児童センターに、子ども家庭支援センターの職員が出向いてご相談に乗るとするのは、日頃使われている学校、保育園であれば、心理的な抵抗も多少、保護者の方、少ない部分があるかと思っておりますので、そういった対応をさせていただいているというのが現状でございます。

#### ○つる委員長

ありがとうございました。

当然、予算とか制度、仕組み、あとは、いろいろな相談に乗っていただく方のリスク管理とか、相談内容の案件の特異性とか、こういったことを考えると、一定程度のそういう関わられたところでやるというところがいいのかと思うのですが、ただ、やはりお子さんを亡くされた方が児童センターとかに行くかどうかという思いがするとか、戸籍住民課でよくある話もしましたけれども、出生届と死亡届、結婚届と離婚届を同じ窓口でやっているとか、これは悲喜こもごもだと思えるのですけれども、そういったところにそういった相談を抱えている人が周りの環境のところに突っ込んでいくというのは、なかなか非常にハードルが高いかと思って、ただ、悩みがあれば、その森の中を突き抜けていくというのが一番の解決道だという考え方もあると思うのですが、ただ、寄り添うという意味では、仕組み上、できるのであれば、そういった外部会場といった、場を選ばずの相談体制というのは、これは一つ手段としてはあるのかと思うので、これは要望で最後終わりたいと思うのですが、ぜひまた何かの機会に聞けたらと思いました。

先ほどさらなるというところで、令和7年度を目指す子ども家庭センターの中で、先ほど自分自身の体験的な話だと、保育園の先生に相談に乗っていただきましたというところを申し上げました。これは保育園の先生の日常業務の中での保護者の相談というのがありますよね。保育園でやっていただいている、地域の子どもたちを集めた、保護者も含めたいろいろな情報提供とか、いろいろな一般的なことも含めた相談とかもあると思うのですけれども、令和7年度を目指す中での地域子育て相談機関の中に、先ほどご答弁のあった、保育園もとなる中では、そうすると、これは予算上、何かしら手当がついていくということではないのでしょうか。今までの保育園の中で完結していた相談対応ではなくて、こういう視点での相談と。色が違うかどうか分からないのですけれども、そこに何か予算というのがついていくような方向になっているのか、教えてください。

#### ○石井保育支援課長

今般の児童福祉法改正によって、保育園における地域子育て機関ということでの位置づけがされているところがございます。

方向性としては、今までやっている保育園の、既にやっていることを法律上明文化するというところがあるので、現段階で、例えば特別に予算措置をして人員を拡充するですとか、そういったことは考えてはいないのですけれども、まずは法改正によって、理念的な部分が整備されたことを受け、保育園で今まで果たしている相談機関という役割とが、より地域に対して気軽に相談できるような機能となるというところで今考えているところがございます。

#### 〇つる委員長

ありがとうございました。

先ほどのネウボラのサークルの中には教育委員会が、これは世代が違うので入っていないけど、ただ、こちらのほうでは、教育委員会・学校と入っている。私も今、子どもが2人とも学校なので、様々本当に保護者としてというか、家庭のことも、学校長とか副校長によく呼び出されて、校長室で懇談させていただくのです。本当に親としての反省だとか、家庭教育の課題だとか、様々、本当にそういう意味では機能しているということを実感するところと、保護者としての反省だとか、これは複雑な家庭環境とか、家庭問題があるので、詳細は避けますが、今回、子ども家庭センターの中に教育委員会や学校も入った、本当に幅広い体制なので、今、確認させていただいた、そういう常日頃、相談に乗っていただく方に、これは法律とかの立ってつけ上というのは先ほどご答弁いただいたとおりかと思うのですが、国の当然手当していくべきものとか、自治体で独自で何かしらというのがあるかもしれませんが、その辺は今後詳細、私も追いながら確認していきたいというところで、改めて今後確認させていただきたいと思います。

最後、産後の家事育児支援の利用助成の中で、今般、いろいろな国会の中でも、児童手当でしたか。第3子の考え方がいろいろ議論されてきている中で、どうしてもいろいろな予算の関係上だとか、当然あとは何かしらの基準で引っ張ったときに、家庭の子どもを、一番小さなお子さんを見るに際して、子どもの年齢の手がかかる、かからない、そういう簡単な言葉で言うと、そういう部分で見たときの判断の年齢の線引きなのかとか思ったりするのですが、ただ、当然、それぞれの年齢に応じてやらなければいけない、対応しなければいけない、一緒に動かなければいけないということについては、どんな年齢でもあるのかと思ったときに、国で議論されているのは、物自体は違うわけなのですが、この辺りのいわゆる第2子の年齢の捉え方、考え方というのは、これは区の中で判断できるのか、国なのか、都なのかということをお教えください。

#### 〇染谷子ども家庭支援センター長

先ほどの家事育児支援利用助成における、今ご質問いただいたのは、この上限時間の部分で、第2子以降で出生時に上の兄弟が3歳未満だと180時間であるのにもかかわらず、第2子以降で上が3歳以上のお子さんが20時間という、ここのお話かと思えます。

まず、この上限時間の設定につきましては、現状でいうと、東京都の補助金を最大限活用して、上限いっぱい実施しているものがございます。都といたしましては、3歳以上のお子さんにつきましては、例えば、幼稚園ですとか保育園ですとか、3歳以上になると、いずれかの所属ですとかに接点を持つというところがありまして、それ以前のお子さんに関しては所属がないという家庭も結構ある中で、孤立した子育てになりがちというところの理由から、今、180時間と20時間の設定という話は聞いていますけれども、実際、アンケートや区民の声をいただく中で、やはり20時間の上



限設定は少ないという話を伺うこともございますので、実際に東京都のほうにここの部分の時間設定の拡充といいますか、もう少し上げていくことができないかというところの働きかけは、現状もさせていただいているところでございます。

#### ○つる委員長

ありがとうございます。

行政として、縦の行政間でそうやってやり取りしていただいていることは非常にありがたく思いますし、いわゆる第2子とか第3子とかという考え方も、お子さんの1、2、3という考え方か、時間のほうでアジャストしていくのか、これは別にしても、いずれにしても、この辺の考え方は、国全体でしっかり今後変わっていくことの中で、あとは予算、手当をどこがやっていくのだという課題も当然ついて回るわけですが、ぜひ品川区としてできる検討は、縦の行政間も含めて、今後積極的にお願いしたいと思います。

ほかによろしいですね。

ご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

---

#### 5 その他

#### ○つる委員長

最後に、予定等5、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、文教委員会に係る項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いしたいと思います。なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

いらっしゃらないようですので、以上で、一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

そのほかで何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○つる委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって文教委員会を閉会いたします。

○午後3時34分閉会